# 令和２年度
# 町会・自治会活動活性化促進調査
# 中間報告書

令和３年３月

品川区

# 目　次

Ⅰ．調査の概要 ..... 1
　１．調査の目的 ..... 1
　２．調査の内容と方法..... 1
Ⅱ．先行研究および先行事例調査..... 2
　１．特別区および都内市部における条例調査..... 2
　２．全国の町会・自治会等に関する条例調査..... 7
Ⅲ．区内全町会・自治会に対するアンケート調査..... 9
　１．実施概要 ..... 9
　２．調査の結果 ..... 9
Ⅳ．地域センター職員に対するヒアリング調査..... 50
　１．地域センターの概要..... 50
　２．ヒアリング調査概要..... 50
Ⅴ．町会・自治会に対するヒアリング調査..... 53
　１．女性会長の町会・自治会ヒアリング結果..... 53
　２．町会とマンションの関係に関するヒアリング結果..... 54

# Ⅰ．調査の概要

## １．調査の目的

品川区では、平成 26 年・27 年度の２か年に渡り実施した、町会・自治会のありと方と区との協働に関する調査研究に基づき、平成 28 年度に「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」（以下、「条例」とする。）を施行した。

品川区では条例施行後に多くの補助制度等を打ち出し、町会・自治会に対する支援を強化してきた。しかしながら、これらの支援による効果は目に見えるものではなく、有効性の検証は難しい状況にある。そこで、これまでの区の支援策がどのように町会・自治会の活動の活性化に寄与してきたのか、その効果を測るとともに、状況の変化等を正確に把握し、今後の新たな支援策の検討に活かすことを目的として調査を実施した。

## ２．調査の内容と方法

### （１）先行研究および先行事例調査

約 50 の市区町村（23 区含む）を対象に、町会・自治会に関する条例の制定状況や、取り組み事例などを調査した。

### （２）区内全町会・自治会に対するアンケート調査

区内 201 町会・自治会を対象に 44 項目のアンケート調査を実施した。調査票を郵送配布・回収し、平成 26 年度の「町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究」にて実施したアンケート調査項目をベースとし、経年変化や条例施行後の状況、新型コロナウイルス感染症が及ぼした活動への影響に関して調査を行った。

### （３）地域センター職員に対するヒアリング調査

全 13 地域センターの職員（所長・副所長など）に対して、町会・自治会からの困りごとや相談、要望や、現場職員が感じる町会・自治会の現状と課題や、条例施行後の町会・自治会の活動に対する変化、運営面および活動面の課題、必要だと感じる支援策や、町会・自治会活動の先進的な取組等に関するヒアリング調査を行った。

### （４）町会・自治会に対するヒアリング調査

アンケート調査や地域センターヒアリング調査の結果を踏まえ、町会・自治会を分類（女性会長の町会・自治会、区域内大型マンション有の町会・自治会、事業等が活発な町会・自治会、組織基盤(体制)強化の工夫をしている町会・自治会、ＩＣＴ等を活用している町会・自治会）し、分類別にグループヒアリングを合計２回（女性会長の町会・自治会、区域内大型マンション有の町会・自治会）実施した。

# Ⅱ．先行研究および先行事例調査

## １．特別区および都内市部における条例調査

### （１）実施内容

特別区および都内市部の各自治体がインターネット上で公開している例規集から、以下の条例等を抽出し、その内容について精査し整理した。

- 町会・自治会の活性化等が謳われた条例
- マンション建築・管理等に関する条例・要綱等

なお、以下の情報は調査を実施した令和2年6月段階のものである。

### （２）実施結果

○　町会・自治会に関する条例は5件。うち4件は町会への活動参加や加入を努力義務として規定

町会・自治会に関する条例は以下の5件が確認できた

- 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例
- 渋谷区新たな地域活性化のための条例
- 豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例
- 八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例
- 立川市自治会等を応援する条例

品川区は他自治体に先駆けて条例を制定しており、「区の責務」、「区民の役割」、「事業者の役割」などを明示している。

区民/住民の役割については、渋谷区以外の4条例で規定されている。品川区および豊島区の条例では住民に対して町会活動への参加を努力義務として規定している。一方、八王子市および立川市の条例は、区民に対して町会・自治会への加入を努力義務として規定している。

また、マンションや住宅に関する事業者への責務・役割は豊島区以外の4条例で規定されており、それぞれ加入促進等について支援をすることが求められている。

○　建築等に関する条例・要綱等のうち地域コミュニティに関する規定がある区は23区中 17 区

マンション等の建築・管理に関する条例・要綱等は 23 区全てで確認できた。そのうち、事業者に対する町会・自治会への参画等についての規定があった区は 17 区（約 74%）となった。地域コミュニティに関する情報提供を求めるもの（中央区、中野区など）、マンション入居者に地縁団体への加入を誘導・指導するもの（千代田区、台東区、墨田区など）がある。品川区は「中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」および「ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」の中で、町会活動への参加および協働に向けた取組を求めている。

また、都内市部では立川市および府中市の2市で町会・自治会への加入促進に関する記載が確認できた。

【町会・自治会に関する条例（特別区および都内市部）】

| 自治体 | 町会・自治会に関する条例 | 住民への加入促進に関する条文 | マンション業者への加入促進（協力）に関する条文 |
|---|---|---|---|
| 品川区 | 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例 | 第６条「区民は、地域コミュニティの重要性を理解し、町会および自治会の活動に積極的に参加し、および協力するよう努めるものとする。」 | 第 12 条２項「マンション管理者等は、管理するマンションの所在する区域の町会が当該町会への加入を促進するために必要な活動、当該町会の活動の周知等のために必要な範囲において共用部分への立入りを求めたときは、当該マンションの管理に支障のない限りにおいて、これに協力するものとする。」 |
| 渋谷区 | 渋谷区新たな地域活性化のための条例 | - | 第６条「宅地建物取引業を営む事業者は、その事業活動がまちづくりの一部をなすことを自覚し、区内に所在する宅地又は建物について、売買若しくは交換又は貸借の代理若しくは媒介をした場合であって、当該宅地又は建物が所在する地域の町会その他の地域共同体が第四条第一項に規定する行為を行っている場合においては、これに積極的に協力するよう努めなければならない。」 |
| 豊島区 | 豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例 | 第７条「区民は、町会活動に参加し、又は協力するなど、地域の一員として安全で安心な住みよいまちづくりに協力するよう努めるものとする。」 | - |
| 八王子市 | 八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例 | 第７条「市民は、地域の一員であることを認識し、相互に支え合い、安心していきいきと暮らすために、町会・自治会に加入するよう努めるものとする。」 | 第 10 条「住宅関連事業者は、市内の住宅を購入又は賃借しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の町会・自治会への加入又は新たな町会・自治会の設立の促進に努めるものとする。」 |
| 立川市 | 立川市自治会等を応援する条例 | 第４条「市民は、自らが地域の一員であることを認識し、地域コミュニティの中心となって活動している自治会等の重要性について、理解及び関心を深め、自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。」 | 第７条「住宅関連事業者は、市民の自治会への加入及び自治会等の活動への参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。」 |

【町会・自治会等に関する規定のある条例・要綱等】

| 自治体 | マンション建築に関する条例名（カッコは要綱等） | 該当条文 |
|---|---|---|
| 千代田区 | （千代田区ワンルームマンション等建築物に関する指導要綱） | 第 5 条 4 項　建築主及び所有者等は、その建築、所有又は管理するワンルームマンション等建築物の入居者に対し、町会等の地縁団体に加入するように指導に努めなければならない。 |
| 中央区 | 中央区マンションの適正な管理を推進する条例 | 第 12 条 2 項　建築主は、マンションを建築しようとするときは、前項の良好なコミュニティを形成するため、居住予定者に対して、区規則で定める事項を周知するものとする。<br>【施行規則】第六条　条例第十二条第二項に規定する区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br>一　地域行事その他の地域コミュニティの形成に寄与する活動への参加に関すること。<br>二　町会、町会連合会、地域の防災組織等への参加又は連携に関すること。 |
| 台東区 | 東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例 | 第 19 条の 2　建築主等又は所有者は、集合住宅の入居者の町会又は自治会への加入に関し、規則で定めるところにより、必要な協力を行うよう努めなければならない。<br>【施行規則】第 16 条の 2　条例第 19 条の 2 に規定する協力は、次に掲げるものとする。<br>(1)　町会又は自治会への加入について、必要な情報を当該集合住宅の入居者に周知すること。<br>(2)　その他区長が必要と認める協力 |
| 墨田区 | 墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例 | 【施行規則】第 32 条　事業者等は、集合住宅の入居予定者とその周辺地域の住民とが交流し、良好なコミュニティが形成されるよう、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。<br>(1)　入居予定者に対し、町会、自治会等への加入を誘導すること。<br>(2)　町会、自治会等のお知らせ等を掲示することができる掲示板を入居者に見やすい場所に設置すること。<br>(3)　区民等から管理に係る協定の締結を求められたときは、区民等と協議の上、協定の締結に努めること。 |
| 江東区 | 江東区マンション等の建設に関する条例 | 第 27 条　地域住民と当該マンション又はワンルームマンションの入居者との良好な地域コミュニティの形成に努めなければならない。<br>2　事業者は、良好な地域コミュニティの形成のため、規則で定める事項について、入居者の誘導等必要な措置を講ずるものとする。<br>【施行規則】第 21 条　条例第 27 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりする。<br>(1)　町会及び自治会への加入<br>(2)　地域住民との協定の締結及び遵守<br>(3)　住民登録等の届出<br>(4)　地域行事等への参加<br>(5)　管理人による行政情報の提供 |
| 品川区 | （品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱）<br>（品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱） | 【中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱】<br>第 26 条 次号主は、良好な地域コミュニティを維持および形成し、居住者や周辺地域住民がより強いつながりをもった地域社会の実現に資するため、品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例（平成 28 年品川区条例第 15 号）の規定に基づき、町会への加入、町会活動への参加等に向けた取組みを行うものとする。 |
| 目黒区 | 目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例 | 第 11 条２項　指定建築物の建築主及び所有者は、安全で快適に住み続けられる街づくりのため、地域のコミュニティ活動に協力するよう努めなければならない。<br>（施行規則には記載なし） |

| | | |
|---|---|---|
| 大田区 | 地域力を生かした大田区まちづくり条例 | 第 41 条　開発事業者及び開発事業の建築物を管理する者は、建築物の居住者による自治会等の設立を当該居住者に促すとともに、地域の自治会又は町会への加入を誘導するなど、地域コミュニティの形成に寄与するものとする。 |
| 渋谷区 | 渋谷区ワンルームマンション等建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 | 第 17 条 3 項　ワンルームマンション等建築物の建築をしようとする建築主及び当該建築物の所有者は、当該建築物の入居者に係る地域におけるコミュニティの形成の促進を図るため、区規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。<br>【施行規則】第 14 条 2 項　条例第十七条第三項の区規則で定める措置は、次のとおりとする。（本項全部改正…二四年二四号）<br>一　必要に応じて町会又は自治会(以下町会等という。)の意見を聴き、入居者への町会等への加入等に関する案内の配布等を行うこと。<br>二　必要に応じて町会等の意見を聴き、町会等が利用できる掲示板等の設置及び維持管理を行うこと。<br>三　前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める措置 |
| 中野区 | 中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例 | 第 17 条　建築主等は、集合住宅に入居する者に対して、当該集合住宅が存する地域の町会又は自治会への加入の促進に関する情報提供を行うように努めなければならない。<br>第 10 条 6 項　建築主は、建築しようとする特定集合住宅を規則で定める建築計画上の留意事項に沿ったものとするように努めなければならない。<br>【施行規則】別表第 2 に留意事項の内容の一つとして「入居者に対し、町会等に関する情報提供を行うこと。」の記載。 |
| 杉並区 | （杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱） | 第 30 条 2 項　適用事業⑴又は適用事業⑶を行う事業者は、入居者の自治会の設立や町会への<br>加入を積極的に働きかけるものとする。 |
| 豊島区 | 豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例 | 第 21 条　建築主は、地域コミュニティの形成のため、入居者等(建築主を含む。)の町会等への加入に関して、町会等と協議を行わなければならない。<br>（施行規則には記載なし） |
| 北区 | 東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例 | 第 16 条　建築主又は所有者等は、地域コミュニティの形成の促進を図るため、規則で定めるところにより、入居者に係る町会又は自治会への加入等に関する協力に努めるものとする。<br><br>【施行規則】第 15 条　条例第十六条第一項に規定する協力は、次に掲げるものとする。<br>一　入居者への町会又は自治会が行う防災、防犯その他の地域活動の周知等<br>二　入居者への町会又は自治会への加入の誘導及び町会・自治会加入誘導計画報告書（別記第五号様式の二）の区長への提出<br>三　前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める協力 |
| 荒川区 | 荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例 | 第 21 条　建築主等は、住宅等の入居者の既存の町会又は自治会(以下「町会等」という。)への加入、町会等の設立等に関し、規則で定めるところにより、区長と協議し、必要な協力を行わなければならない。<br>【施行規則】第 17 条　条例第 21 条の規定により建築主等が行わなければならない協議及び必要な協力は、次に掲げるとおりとする。<br>(1)　区長及び既存の町会等と、既存の町会等への加入について協議を行い、必要な情報を当該住宅等の入居者(以下「入居者」という。)に周知すること。<br>(2)　既存の町会等への加入ができない場合にあっては、区長と協議の上、町会等の設立に関して必要な情報を入居者に周知すること。<br>(3)　前 2 号の規定による協議の経過、周知の実施方法等を、区長が定める期日までに、協議結果報告書により区長に報告すること。<br>(4)　入居者が既存の町会等へ加入し、又は町会等を設立するまでの間、区又は既存の町会等との連絡調整を行う者として、管理人及び入居者の中から連絡員を選出し、区長に届け出ること。 |

| | | |
|---|---|---|
| 板橋区 | 東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例 | 第２５条 管理者等及び居住者等は、居住者等間のコミュニティの形成を図るため、マンション内で組織する自治会を設置するよう努めるものとする。<br>２ 管理者等及び居住者等は、マンション内で自治会を組織していない場合は、地域コミュニティの形成のため、当該マンションの所在する地域の町会・自治会等への居住者等の加入について協議するものとする。 |
| 足立区 | 足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例について | 第 29 条　建築主等、所有者等及び委託を受けて入居をあっせんする者は、規則で定めるところにより、当該マンション（ファミリーマンションを除く。）の入居者に係る地域におけるコミュニティの推進に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。<br>２　ファミリーマンションの建築主等、所有者等及び委託を受けて入居をあっせんする者は、自治会の設立又は地域の地縁団体への加入について、区と協議するものとする。<br>【施行規則】第 26 条　条例第 29 条第１項、第 42 条、第 47 条及び第 59 条の規定により規則で定める必要な措置は、次に掲げることとする。<br>（１） 重要事項説明書等に、足立区から自治会の設立又は地域の地縁による団体への加入の要請があることを明記すること。<br>（２） 自治会の設立又は地域の地縁による団体への加入を促すこと。 |
| 葛飾区 | （葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱） | 第 39 条 事業者は、地域コミュニティ形成のため、入居者等の自治町会への加入に関して、当該地域の自治町会と協議を行うものとする。<br>２ 事業者は、入居者等の自治町会への加入促進を図るために、宅地建物取引業法第３５条第１項各号に掲げる事項の説明を行う書面に、自治町会の名称及び活動内容についての説明を記載するものとする。<br>３ 事業者は、自治町会のお知らせ等を表示できる掲示板を入居者等が見やすい場所に設置するものとする。 |
| 江戸川区 | 江戸川区住宅等整備基準条例 | 第 36 条　住宅を建築しようとする事業者は､地域コミュニティの形成の促進を図るため、区と連携し、入居者に係る町会、自治会等への加入及び新設に関する協力を行うものとする。<br>【施行規則】　条例第三十六条に規定する協力は、次に掲げるものとする。<br>一　入居者への町会・自治会等への加入等に関する案内の配布等<br>二　前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める協力 |
| 立川市 | （立川市宅地開発等まちづくり指導要綱） | 第 49 条　事業者等は、地域コミュニティーの形成を推進するため、入居者等の自治会への加<br>入等に関し、協力するよう努めるものとする。 |
| 府中市 | 府中市地域まちづくり条例/府中市開発事業に関する指導要綱 | 【指導要綱】第 37 開発事業者は、開発区域内に建築した住宅の新たな入居者による自治会等の設立又は当該入居者の既存自治会等への加入について、市に協力するものとする。 |

## ２．全国の町会・自治会等に関する条例調査

### （１）実施内容

全国の町会･自治会等に関する条例について、インターネット上で調査を行った。先行研究や報道等から町会･自治会に関する条例を制定している自治体および条例をリスト化し、その条例の内容について精査した。

なお、以下の情報は調査を実施した令和2年6月段階のものである。

### （２）実施結果

○　町会･自治会に関する条例は 26 件、うち加入･参加促進の条文がある条例が 18 件

調査した結果、町会･自治会に関する条例を 26 件確認ができた。このうち、町会･自治会等への加入･参加促進の条文がある条例は 18 件となった。

なお、小諸市の「小諸市自治基本条例」（自治基本条例であるため本リストには入っていない）では、地縁団体である区への加入が義務付けられている（第 9 条　本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません）。

【全国の町会・自治会等に関する条例】

| 自治体名 | 条例名 | 施行日（改正含） | 住民への加入促進に関する条文 |
|---|---|---|---|
| 中川町 | 中川町自治会に関する条例 | 1993 年 3 月 | - |
| 竹田市 | 竹田市自治会設置条例 | 2005 年 4 月 | - |
| 和寒町 | 和寒町自治会に関する条例 | 2008 年 4 月 | - |
| 塩尻市 | 塩尻市みんなで支える自治会条例 | 2011 年 4 月 | 第５条「市民は、基本理念にのっとり、自らが居住する地域の自治会に加入するものとする。」 |
| さいたま市 | さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例 | 2012 年 5 月 | - |
| 八潮市 | 八潮市町会・自治会への加入及び参加を進めるための条例 | 2013 年 4 月 | 第 4 条「住民は、自らが地域住民の一員であることを認識し、自らが居住する地域の町会・自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 湧別町 | 湧別町自治基本条例 | 2014 年 4 月 | 第 26 条「町民は、コミュニティ組織の役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、守り、育てるよう努めます。」 |
| 所沢市 | 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例 | 2014 年 6 月 | 第 4 条「地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。」 |
| 出雲市 | 出雲市自治会等応援条例 | 2015 年 3 月 | 第 4 条「地域住民は、地域社会の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。」 |
| 草加市 | 草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例 | 2015 年 4 月 | 第 4 条「住民は、町会・自治会の重要性を理解し、自らが居住する地域の町会・自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 川崎市 | 川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例 | 2015 年 4 月 | - |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 品川区 | 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例 | 2016 年 4 月 | 第 6 条「区民は、地域コミュニティの重要性を理解し、町会および自治会の活動に積極的に参加し、および協力するよう努めるものとする。」 |
| 宮崎市 | 宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例 | 2016 年 6 月 | 第 3 条「市民は、地域社会の重要性を理解し、その一員として、居住する地域の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への積極的な参加に努めるものとする。」 |
| 金沢市 | 金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例 | 2017 年 4 月 | 第 5 条２項「地域住民は、基本理念にのっとり、自らが地域社会を構成する一員であることを理解し、それぞれが居住する区域の町会その他の地域団体の地域活動に参加するよう努めるものとする。」 |
| 渋谷区 | 渋谷区新たな地域活性化のための条例 | 2017 年 4 月 | - |
| 曽於市 | 曽於市地域コミュニティ活性化推進条例 | 2017 年 4 月 | 第 6 条「地域住民は，自らが地域コミュニティの一員であることを認識し，自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 羽島市 | 羽島市自治会への加入及び参加を促進する条例 | 2018 年 3 月 | 第 4 条「地域住民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 佐世保市 | 佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例 | 2018 年 4 月 | 第 4 条２項「市民は、自らが居住する地域等の町内会等に加入するものとする。」 |
| 豊島区 | 豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例 | 2018 年 4 月 | 第 7 条「区民は、町会活動に参加し、又は協力するなど、地域の一員として安全で安心な住みよいまちづくりに協力するよう努めるものとする。」 |
| 川口市 | 川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例 | 2018 年 9 月 | 第 4 条「市民は、地域社会の一員であることを認識し、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を理解し、自発的に町会・自治会に加入し、自主的に参加するよう努めるものとする。」 |
| 立川市 | 立川市自治会等を応援する条例 | 2019 年 3 月 | 第 4 条「市民は、自らが地域の一員であることを認識し、地域コミュニティの中心となって活動している自治会等の重要性について、理解及び関心を深め、自らが居住する地域の自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 京都市 | 京都市地域コミュニティ活性化推進条例 | 2019 年 4 月 | - |
| 八王子市 | 八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例 | 2019 年 4 月 | 第 7 条「市民は、地域の一員であることを認識し、相互に支え合い、安心していきいきと暮らすために、町会・自治会に加入するよう努めるものとする。」 |
| 四日市市 | 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例 | 2020 年 4 月 | 第 4 条「地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めなければならない。」 |
| 市川市 | 市川市自治会等を応援する条例 | 2020 年 4 月 | 第 4 条「市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会等が地域社会において重要な役割を担っていることを理解するとともに、自治会に加入し、及び自治会活動に参加することにより、地域社会の発展に努めるものとする。」 |
| 札幌市 | （仮称）札幌市町内会に関する条例（制定に向けて検討中） | | |

# Ⅲ．区内全町会・自治会に対するアンケート調査

## １．実施概要

平成 28 年度に施行した「町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」の効果やその後の状況の変化等を把握し、今後新たな支援策を検討するための基礎資料とするため、品川区内の全町会・自治会を対象としたアンケート調査を実施した。

区内全 201 町会・自治会にアンケートを発送し、アンケート未回答者に対しては、各地域センターより町会・自治会に連絡等督促を行った。・実施期間：令和２年７月８日（水）～令和２年８月２１日（金）
・調査方法：郵送
・アンケート発送数：区内 201 町会・自治会
・調査対象：201 件
・回答率： 85.1%（171 件）

## ２．調査の結果

町会・自治会の回答率および地域別内訳は下記のとおりである。なお、記載の内容、集計、意見は全てアンケートに基づくものである。

| | |
|---|---|
| 有効発送数 | 201 |
| 回答数 | 171 |
| 回答率 | 85.1% |

| 地域センター | | 町会・自治会数 | 回答数 | 回答率 |
|---|---|---|---|---|
| 品川 | 第一 | 16 | 15 | 93.8% |
| | 第二 | 13 | 13 | 100.0% |
| 大崎 | 第一 | 32 | 25 | 78.1% |
| | 第二 | 11 | 10 | 90.9% |
| 大井 | 第一 | 21 | 20 | 95.2% |
| | 第二 | 8 | 8 | 100.0% |
| | 第三 | 7 | 7 | 100.0% |
| 荏原 | 第一 | 14 | 14 | 100.0% |
| | 第二 | 11 | 11 | 100.0% |
| | 第三 | 16 | 12 | 75.0% |
| | 第四 | 14 | 14 | 100.0% |
| | 第五 | 10 | 9 | 90.0% |
| 八潮 | | 28 | 13 | 46.4% |
| 合計 | | 201 | 171 | 85.1% |

（１）調査結果の概要

○　特に重要な地域課題は「防災」、「安全対策や防犯」、「ひとり暮らし高齢者」が上位

特に重要な地域の課題（問 16）について、回答内容を重み付け集計（複数選択肢から１～３位までを選び、１位３ポイント、２位２ポイント、３位１ポイントを加点）したところ、以下のような結果となった。（「(大型）マンションに関する問題」は新たに追加した選択肢である）

問 16　特に重要な地域課題（点数/回答者数）

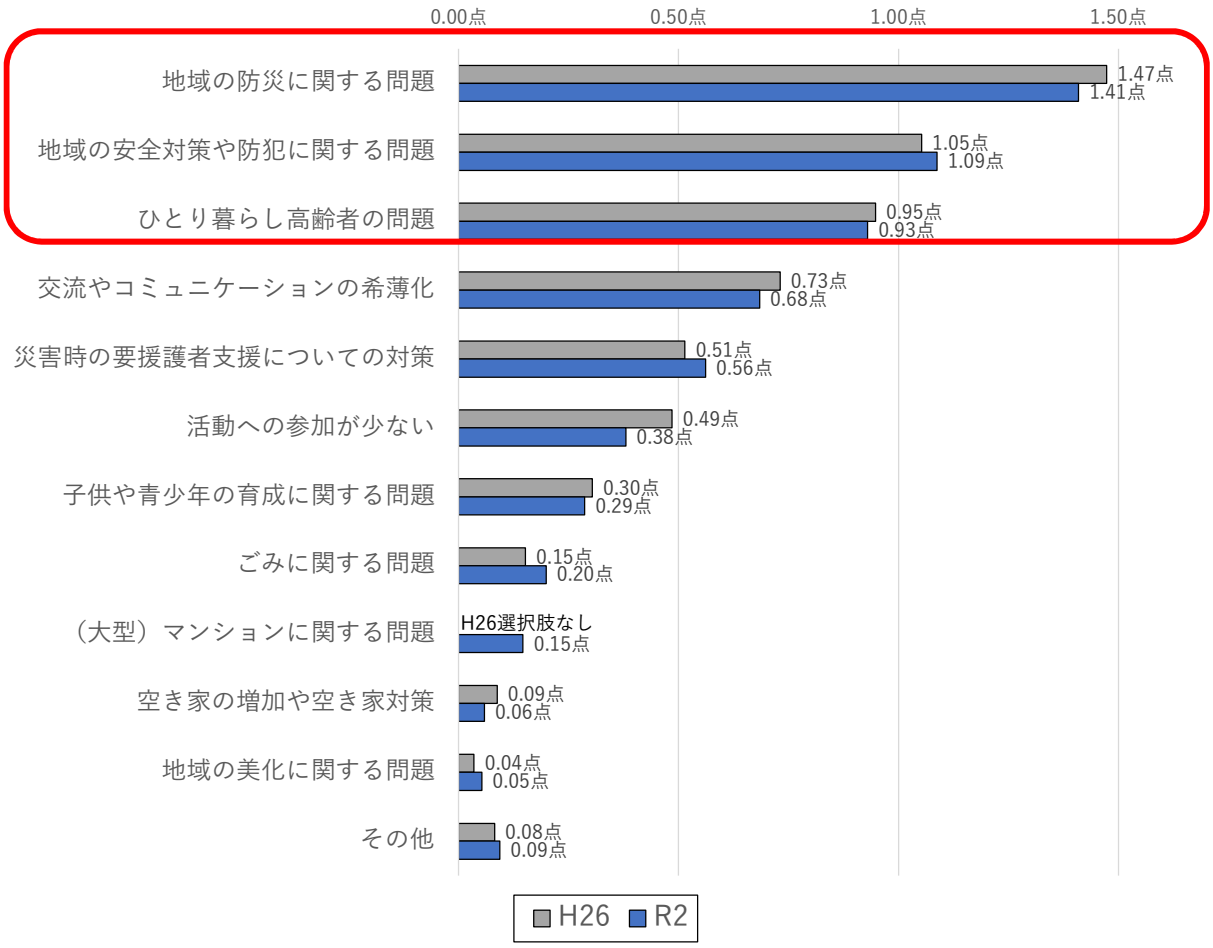


地域別回答結果（地域別合計点数/地域別回答者数）

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域の防災に関する問題 | 1.04点 | 1.43点 | 1.66点 | 1.62点 | 0.54点 |
| 地域の安全対策や防犯に関する問題 | 1.32点 | 1.09点 | 1.43点 | 0.90点 | 0.54点 |
| ひとり暮らし高齢者の問題 | 1.29点 | 0.83点 | 0.63点 | 0.83点 | 1.69点 |
| 住民同士の交流やコミュニケーションが希薄になっていること | 0.50点 | 0.86点 | 0.60点 | 0.72点 | 0.69点 |
| 災害時の要援護者支援についての対策 | 0.64点 | 0.57点 | 0.40点 | 0.52点 | 1.00点 |
| 活動への参加が少なく町会・自治会に多雨するニーズに対応できないこと | 0.43点 | 0.40点 | 0.49点 | 0.33点 | 0.15点 |
| 子供や青少年の育成に関する問題 | 0.36点 | 0.17点 | 0.26点 | 0.40点 | 0.00点 |
| ごみの出し方や資源の持ち去り問題などごみに関する問題 | 0.25点 | 0.14点 | 0.06点 | 0.25点 | 0.38点 |
| （大型）マンションに関する問題 | 0.07点 | 0.06点 | 0.23点 | 0.22点 | 0.00点 |
| 空き家の増加や空き家対策 | 0.04点 | 0.06点 | 0.03点 | 0.07点 | 0.15点 |
| 来街者のポイ捨て対策など地域の美化に関する問題 | 0.00点 | 0.09点 | 0.14点 | 0.02点 | 0.00点 |
| その他 | 0.04点 | 0.11点 | 0.09点 | 0.08点 | 0.23点 |

※それぞれ 1 団体あたりの点数を示している。点数が高ければ高いほど上位の課題として回答していることを示している（全団体が最も重要と回答した場合、3.00 点となる）。
1.5 点以上は黄色強調、 1 点以上は赤色強調、0.5 点以上は赤背景

回答結果は点数が高い順に「防災に関する問題」、「安全対策や防犯に関する問題」、「ひとり暮らし高齢者の問題」という結果となった。前回調査（平成 26 年度実施）においてもこの上位３項目は同様であり、これらの問題が引き続き重要な地域課題として認識されていることがわかる。

地域別の結果を見ると、防災については八潮地域が比較的点数が低く、大井地域、荏原地域では点数が高くなっている。また、ひとり暮らし高齢者については、八潮地域の点数が高くなっている。

○　組織運営上の課題は「役員の高齢化や役員のなり手不足」、「活動従事者の固定化」

組織運営上の課題（問 19）について、回答内容を重み付け集計（複数選択肢から１～３位までを選び、１位３ポイント、２位２ポイント、３位１ポイントを加点）したところ、以下のような結果となった。

問 19　組織運営上の課題（点数/回答者数）

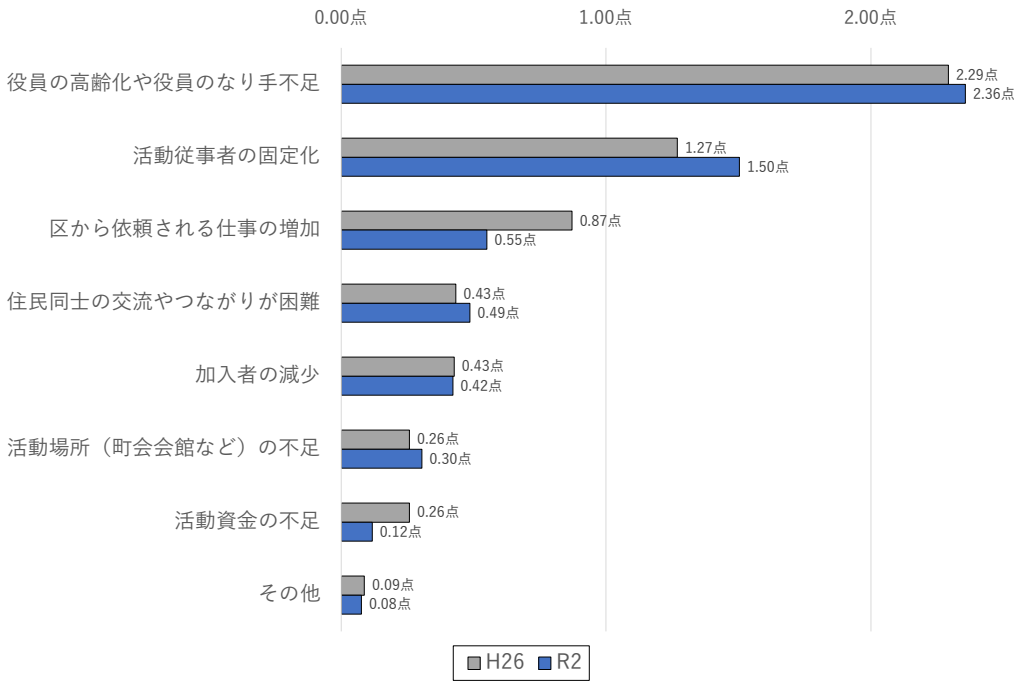


地域別回答結果（地域別合計点数/地域別回答者数）

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷 | 2.07点 | 2.37点 | 2.49点 | 2.35点 | 2.62点 |
| 活動従事者の固定化 | 1.50点 | 1.49点 | 1.49点 | 1.60点 | 1.15点 |
| 区から依頼される町会・自治会の仕事の増加 | 0.29点 | 0.54点 | 0.66点 | 0.47点 | 0.38点 |
| 個人情報やプライバシーへの配慮のために住民同士の交流やつながりが困難 | 0.36点 | 0.49点 | 0.60点 | 0.38点 | 0.62点 |
| 加入者の減少 | 0.68点 | 0.34点 | 0.37点 | 0.52点 | 0.46点 |
| 活動場所（町会会館など）の不足 | 0.29点 | 0.43点 | 0.06点 | 0.43点 | 0.08点 |
| 活動資金の不足 | 0.50点 | 0.14点 | 0.06点 | 0.07点 | 0.08点 |
| その他 | 0.07点 | 0.00点 | 0.11点 | 0.07点 | 0.23点 |

※それぞれ１団体あたりの点数を示している。1.5 点以上は黄色強調、１点以上は赤色強調、0.5 点以上は赤背景。

回答結果は「役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷」が最も点数が高い結果となった。地域別回答結果を見ると、どの地域でも「役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷」の点数が最も高い結果となっており、いずれの地域も１団体平均２点以上となっている。特に八潮地域では１団体平均 2.62 点と非常に高い点数となっている。

２番目に点数が高い選択肢が「活動従事者の固定化」で、この選択肢もいずれの地域においても２番目に点数が高い結果となった。

平成 26 年度実施結果と比較すると、１団体平均の点数は「役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷」が 2.29 点から 2.36 点へと約 3%の微増、「活動従事者の固定化」が 1.27 点から 1.50 点へ約 18%増という結果になっている。

一方、「区から依頼される町会・自治会の仕事の増加」も前回今回ともに３番目に高い結果となっているが、点数は同 0.87 点から 0.55 点、約 37%減少と大幅に点数が低下した。行政からの依頼事項に関する負担感に関する設問（問 32）の結果を見ると、「非常に負担に感じている」が前回 6.7%から 3.7%に、「負担に感じている」が前回 25.6%から 18.4%に減少している。同じく「特に負担を感じていない」と回答した割合も前回 21.3%から 28.2%に増加しており、前回時点から比較して行政からの依頼に関する負担感は減少していることがわかる。これは、町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会より提言のあった「町会・自治会の行政への協力業務のあり方の見直し」を受け、この間区が行ってきた区内部・外部への働きかけにより、状況が改善していると考えられる。

問 32　行政からの依頼事項に関する負担感

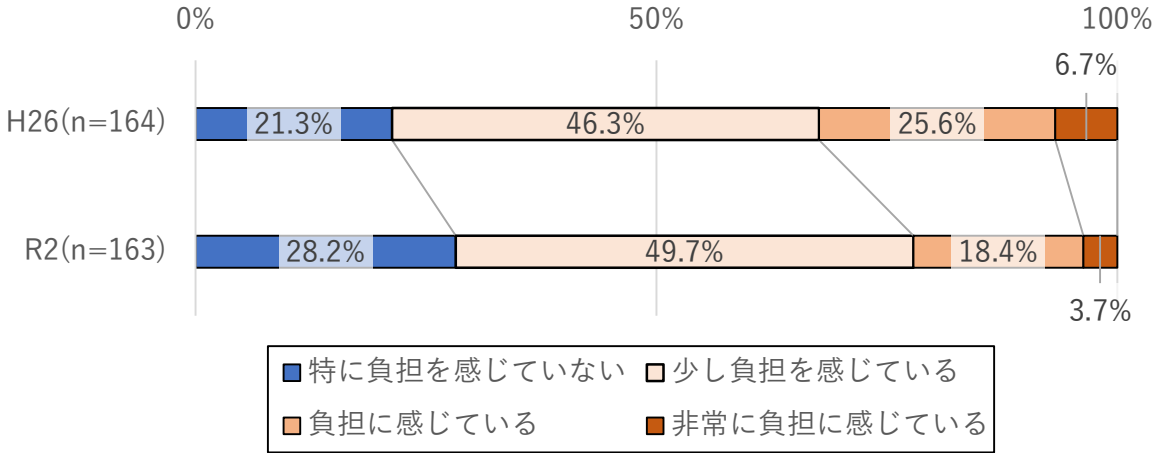

○　条例の認知度は 81.8%。条例制定以後、区の積極的支援を感じている団体は 72.3%

条例に関する認知度（問 35）では、条例を知っていると回答したのが 81.8%となり、８割以上の団体が条例を認識していることがわかった。「条例を知らなかった」と回答した団体も 18.2%、知っているが具体的な内容まで認知していない団体が 53.2%となっており、引き続き条例やその内容の周知啓発が求められる。

問 35　条例の認知(n=154)

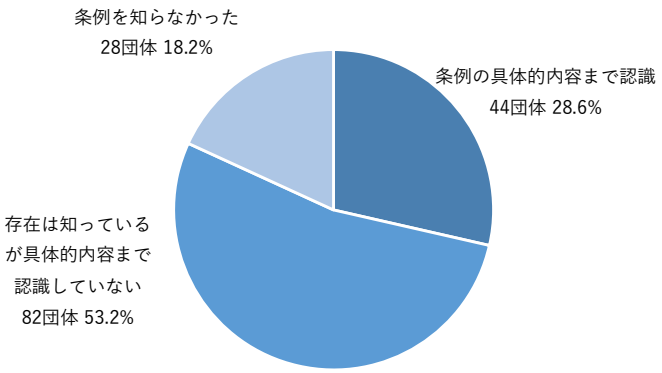


条例制定後から調査段階(令和2年6月)までの変化については以下のような結果となった。

問 36　条例制定後の変化

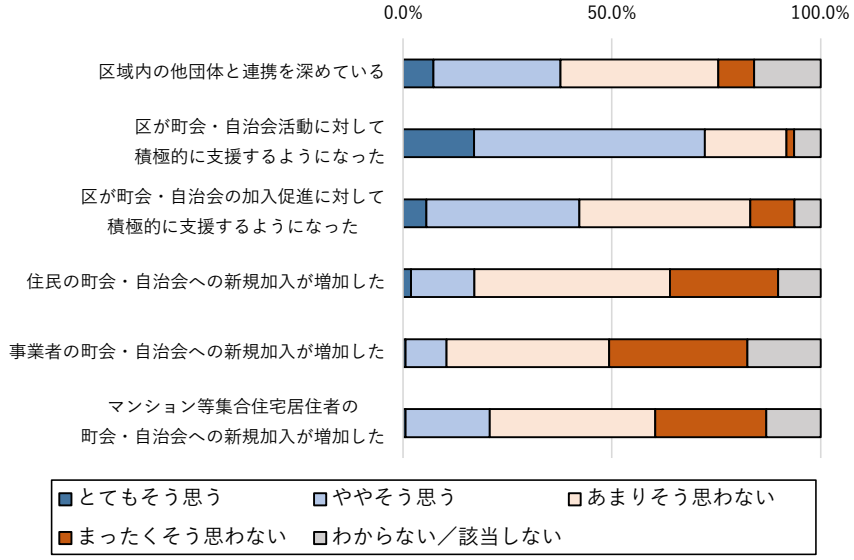


| | とてもそう思う | ややそう思う | あまりそう思わない | まったくそう思わない | わからない／該当しない |
|---|---|---|---|---|---|
| 区域内の他団体と連携を深めている | 7.3% | 30.5% | 37.7% | 8.6% | 15.9% |
| 区が町会・自治会活動に対して積極的に支援するようになった | 17.0% | 55.3% | 19.5% | 1.9% | 6.3% |
| 区が町会・自治会の加入促進に対して積極的に支援するようになった | 5.6% | 36.6% | 41.0% | 10.6% | 6.2% |
| 住民の町会・自治会への新規加入が増加した | 1.9% | 15.2% | 46.8% | 25.9% | 10.1% |
| 事業者の町会・自治会への新規加入が増加した | 0.6% | 9.7% | 39.0% | 33.1% | 17.5% |
| マンション等集合住宅居住者の町会・自治会への新規加入が増加した | 0.6% | 20.1% | 39.6% | 26.6% | 13.0% |

住民や事業者、マンション居住者の新規加入については、増加したと回答した団体が少なく、条例が新規加入者増加に直接つながっているとは言い難い。

一方、区の支援については、町会・自治会活動へ積極的に支援するようになったと回答した団体が72.3%、加入促進を積極的に支援するようになったと回答した団体が42.2%となっており、区が支援に対して積極的になったと感じている団体が一定数いることがわかる。

区の支援については問34で町会・自治会に対して行政がすべき支援・協力を尋ねている。結果は以下のとおりである。(一部選択肢について前回実施時と異なっている)

問34　行政がすべき支援・協力(n=159)

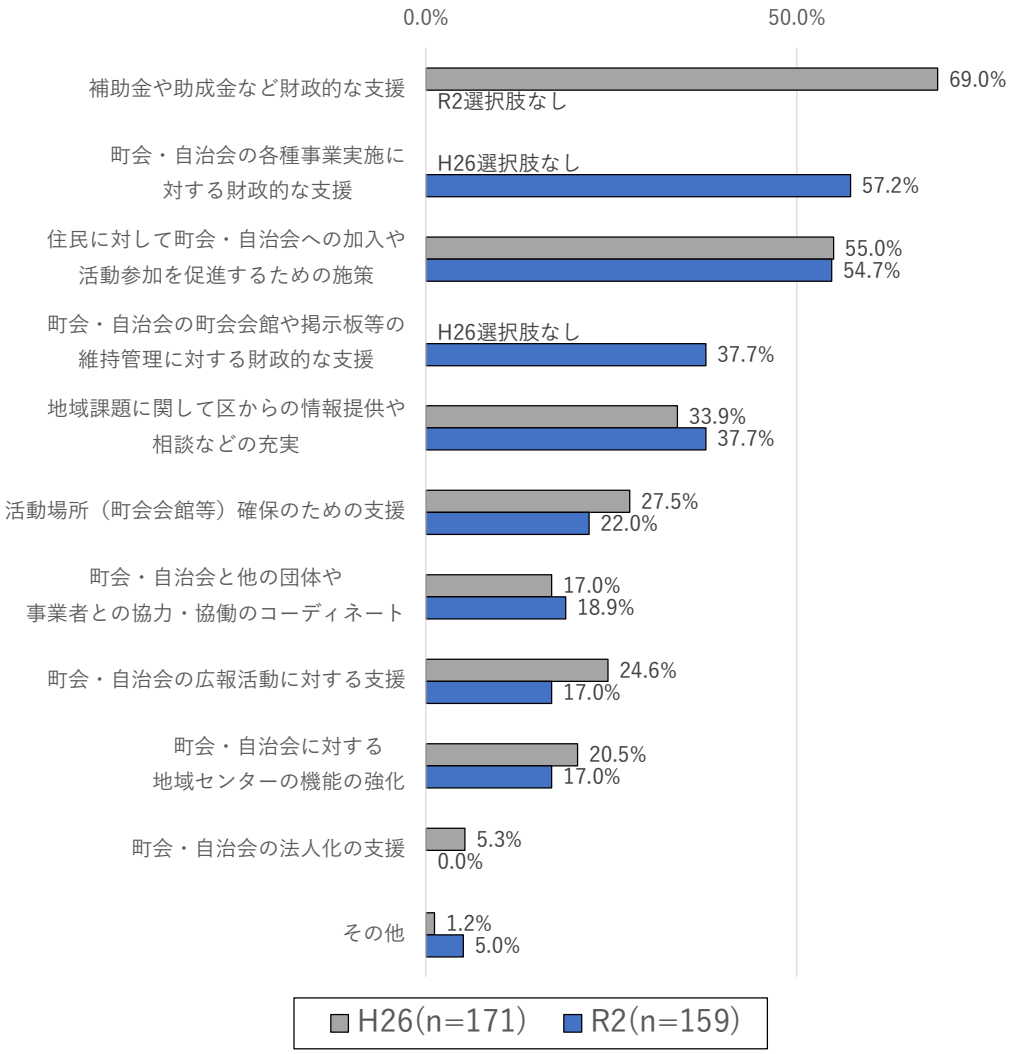


「各種事業実施に対す財政的な支援」が57.2%、「町会会館や掲示板等の維持管理に対する財政的な支援」が37.7%と財政的な支援に関する要望が上位となった。すでにある補助金の再編成や、町会・自治会への活用推進施策などが求められる。

また、住民に対する加入・活動参加促進施策も54.7%となっている。問36で区が加入促進を積極的に支援するようになったと回答した団体が42.2%に留まったことからも、更に積極的な加入促進施策が求められる。

○　補助事業はコミュニティ用品や事業に対する補助金が活用されている。
　いずれの事業も認知度が高く、区や地域センターから情報提供がしっかりなされている

補助金・支援についての認知度および活用状況（問 37）の結果は以下のようになった。

問 37　補助金・支援の認知度・活用状況

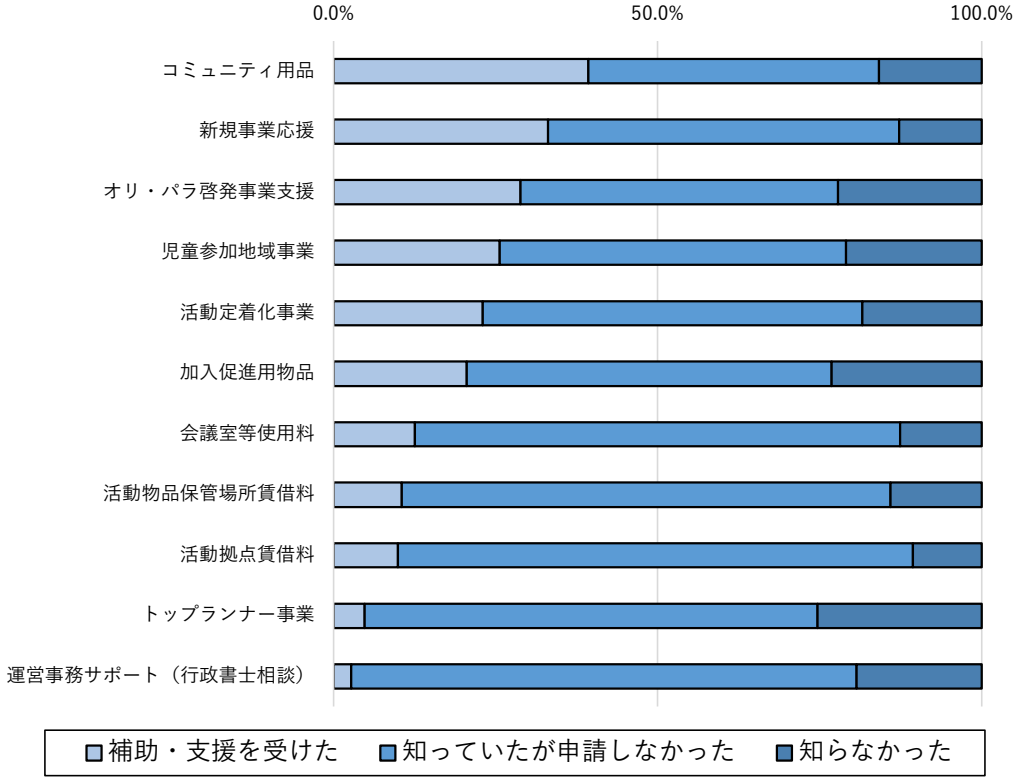


| | 補助・支援を受けた | 知っていたが申請しなかった | 知らなかった |
|---|---|---|---|
| コミュニティ用品 | 39.3% | 44.8% | 15.9% |
| 新規事業応援 | 33.1% | 54.1% | 12.7% |
| オリ・パラ啓発事業支援 | 28.9% | 49.0% | 22.1% |
| 児童参加地域事業 | 25.7% | 53.4% | 20.9% |
| 活動定着化事業 | 23.0% | 58.6% | 18.4% |
| 加入促進用物品 | 20.5% | 56.3% | 23.2% |
| 会議室等使用料 | 12.6% | 74.8% | 12.6% |
| 活動物品保管場所賃借料 | 10.6% | 75.4% | 14.1% |
| 活動拠点賃借料 | 9.9% | 79.4% | 10.6% |
| トップランナー事業 | 4.8% | 69.9% | 25.3% |
| 運営事務サポート（行政書士相談） | 2.8% | 77.9% | 19.3% |

最も多く活用したと回答された事業はコミュニティ用品で、39.3%の団体が活用したと回答している。また、新規事業応援やオリ・パラ啓発事業支援など、事業に対する補助金も活用している団体も比較的多いことがわかる。

また、いずれの事業も認知度は７割を超えており、多くの団体が補助制度の情報を把握している。補助制度を知ったきっかけ（問 38・複数回答）では、区関係者からの文書連絡で知ったという団体が 86.5%、区関係者から口頭、電話等の連絡で知ったという団体が 39.4%となっており、区や地域センターから情報提供がしっかりなされていることがわかる。

問 38　補助制度を知ったきっかけ（n=155）

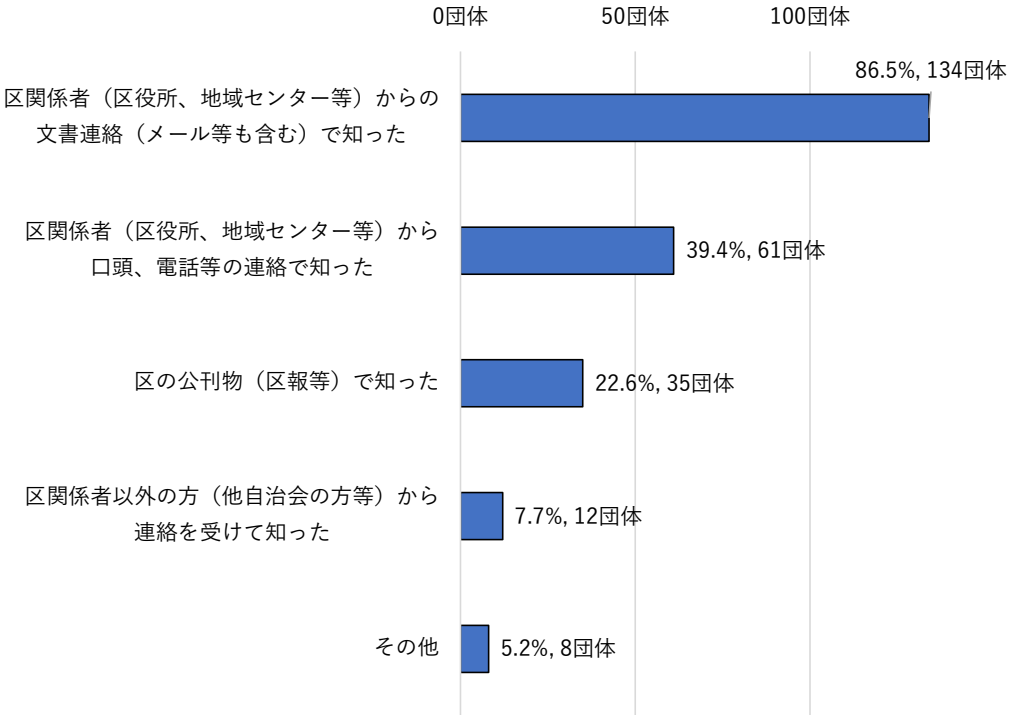

## （2）アンケート調査結果一覧

### 問１　設立時期はいつですか

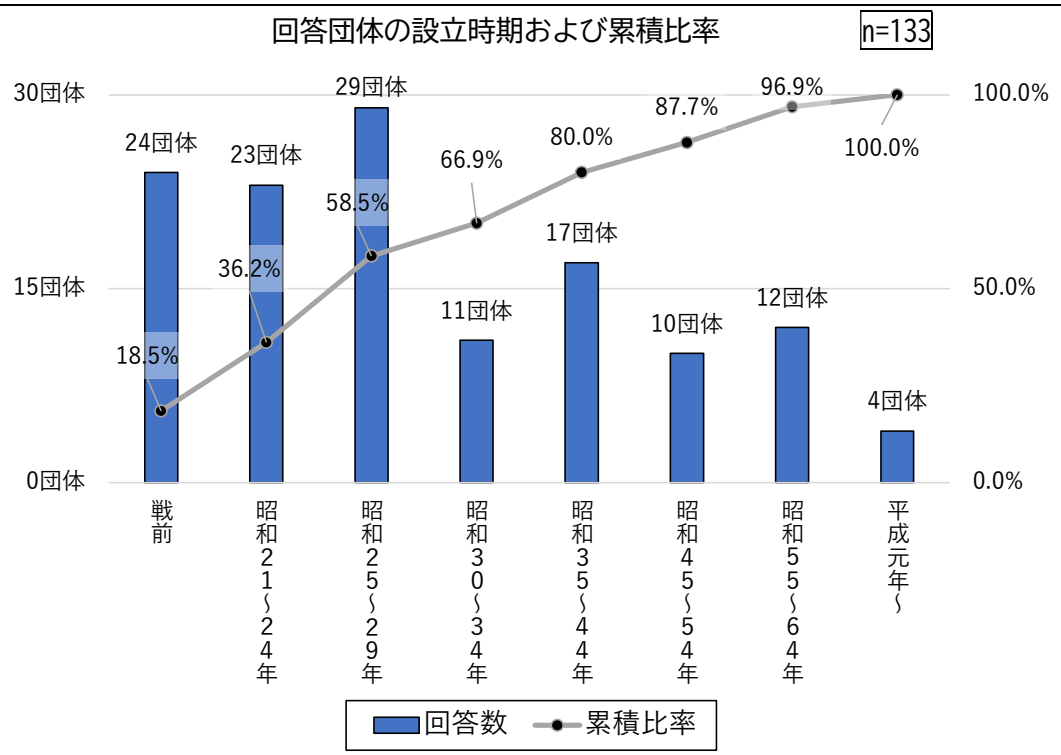


| | 合計 | 問1　設立時期 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 戦前 | 昭和21～24年 | 昭和25～29年 | 昭和30～34年 | 昭和35～44年 | 昭和45～54年 | 昭和55～64年 | 平成元年～ |
| 品川 | 23 | 8 | 5 | 2 | 1 | 2 | 5 | 0 | 0 |
| | 100.0% | 34.8% | 21.7% | 8.7% | 4.3% | 8.7% | 21.7% | 0.0% | 0.0% |
| 大崎 | 23 | 4 | 8 | 1 | 4 | 1 | 3 | 0 | 2 |
| | 100.0% | 17.4% | 34.8% | 4.3% | 17.4% | 4.3% | 13.0% | 0.0% | 8.7% |
| 大井 | 27 | 5 | 4 | 7 | 5 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| | 100.0% | 18.5% | 14.8% | 25.9% | 18.5% | 11.1% | 7.4% | 3.7% | 0.0% |
| 荏原 | 44 | 7 | 6 | 19 | 1 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| | 100.0% | 15.9% | 13.6% | 43.2% | 2.3% | 25.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 八潮 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 2 |
| | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 84.6% | 15.4% |
| 全体 | 130 | 24 | 23 | 29 | 11 | 17 | 10 | 12 | 4 |
| | 100.0% | 18.5% | 17.7% | 22.3% | 8.5% | 13.1% | 7.7% | 9.2% | 3.1% |

問２　会則・規約等はありますか

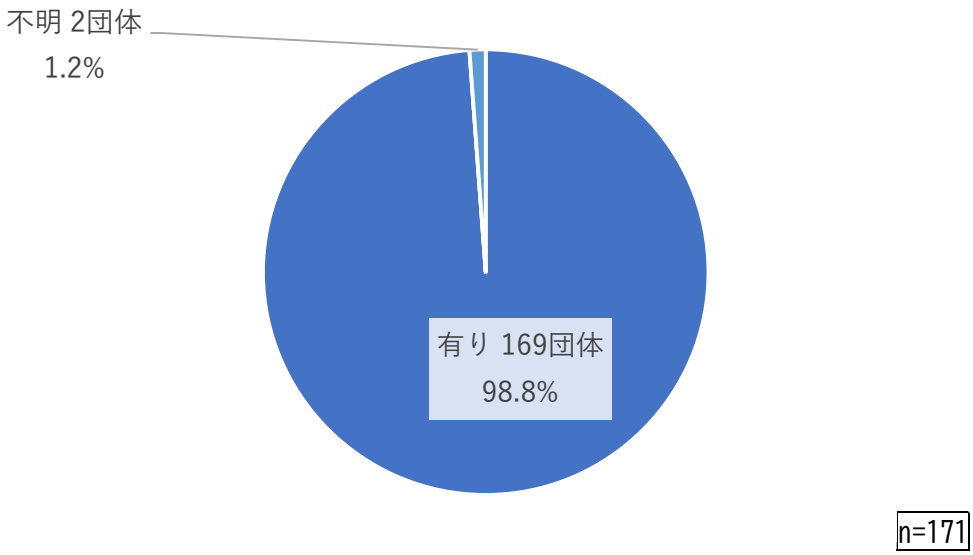


問３　町会・自治会所有の会館はありますか。

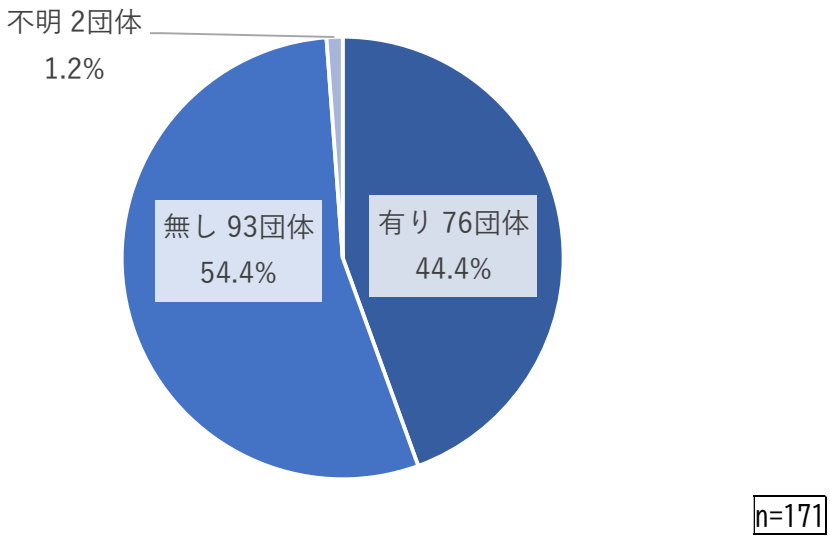

問４　会館について団体名で登記をしているか（n=76）

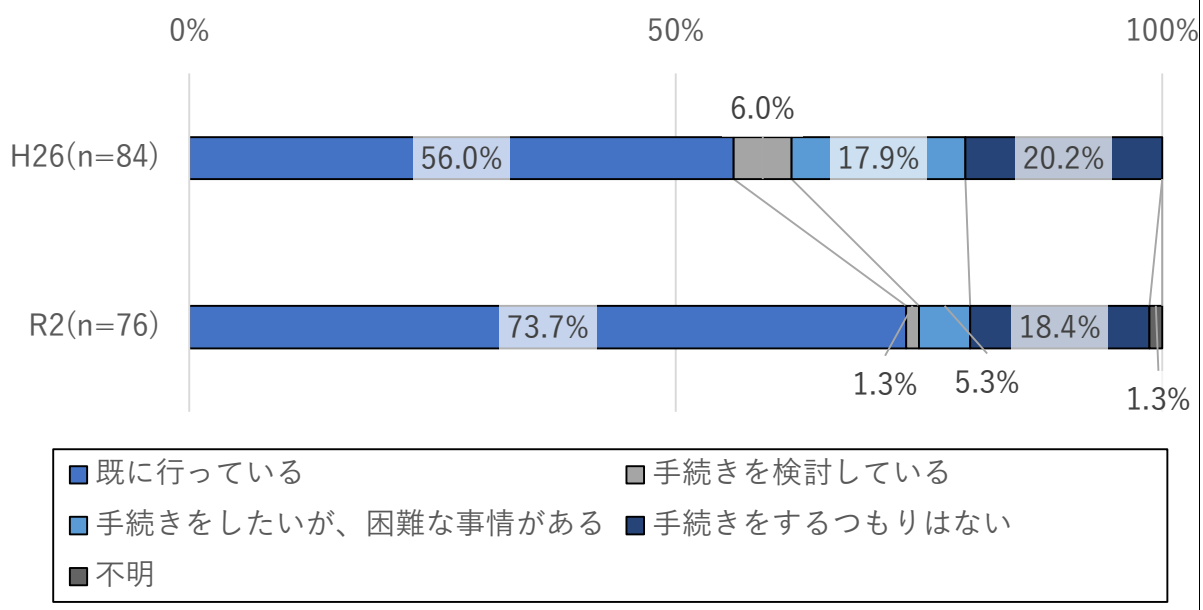

問５　会員は何世帯ですか

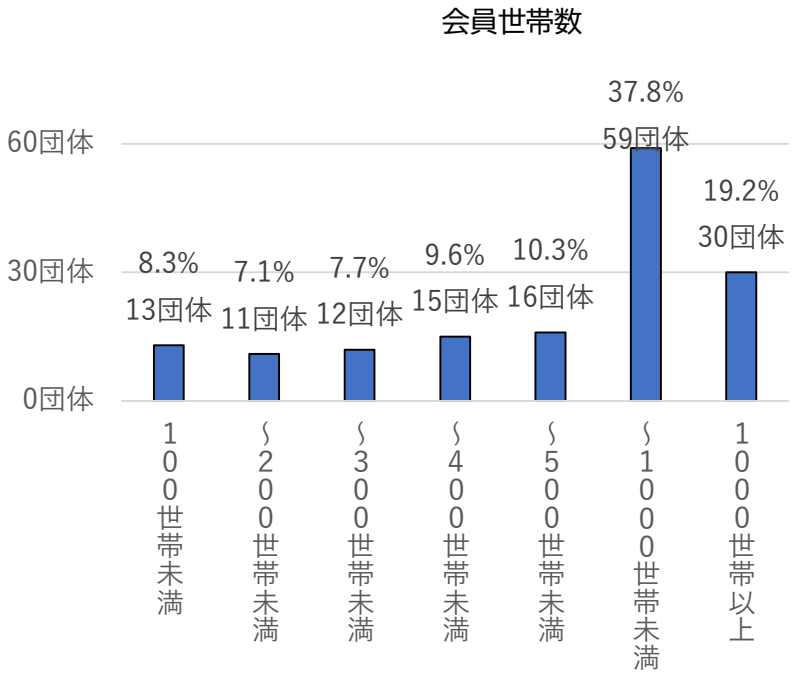


n=156

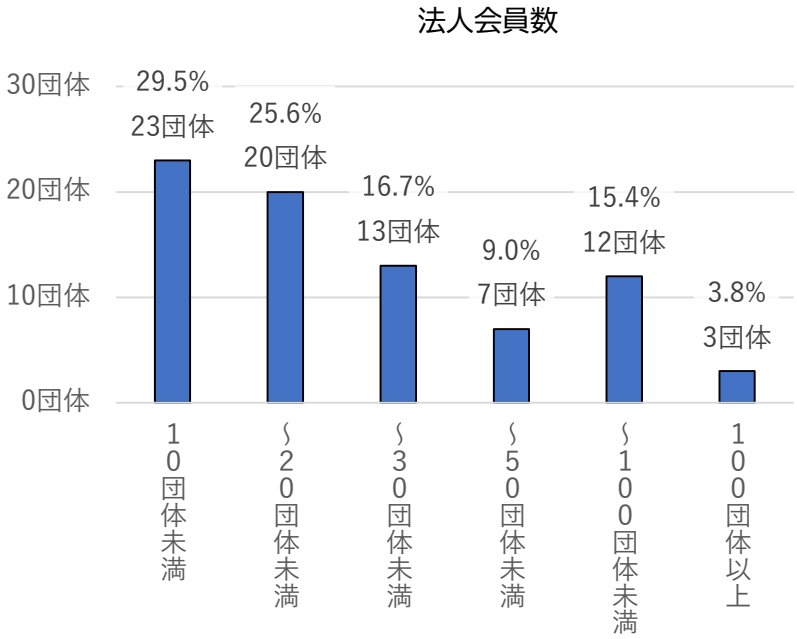


n=78

## 問６　マンションはどのように加入していますか（M/A）

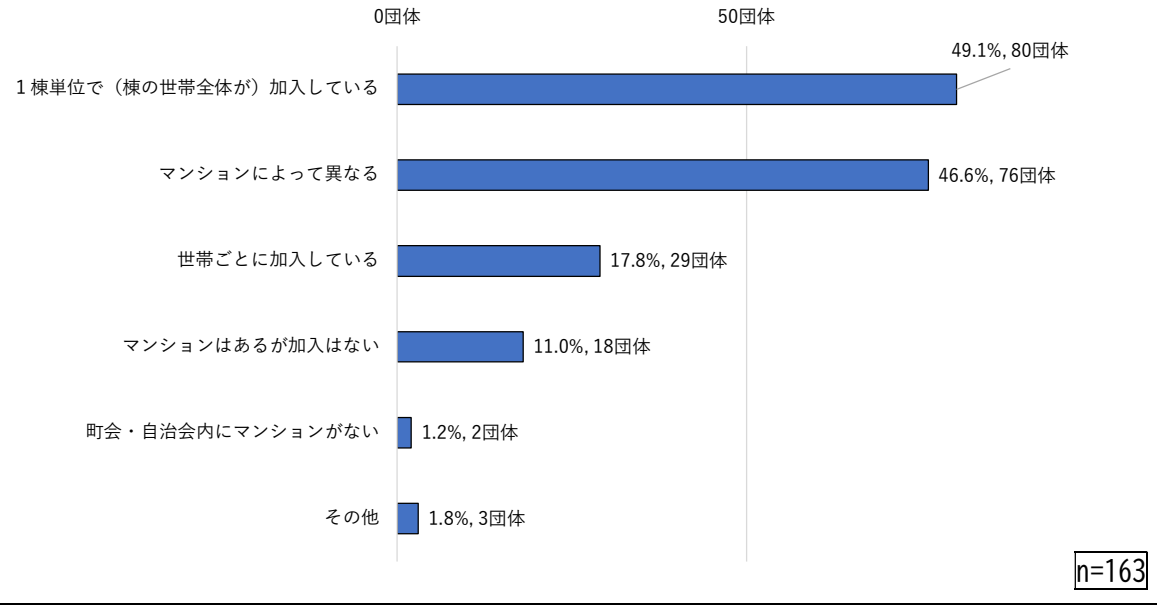


## 問７　会長の年齢（年代）についておしえてください

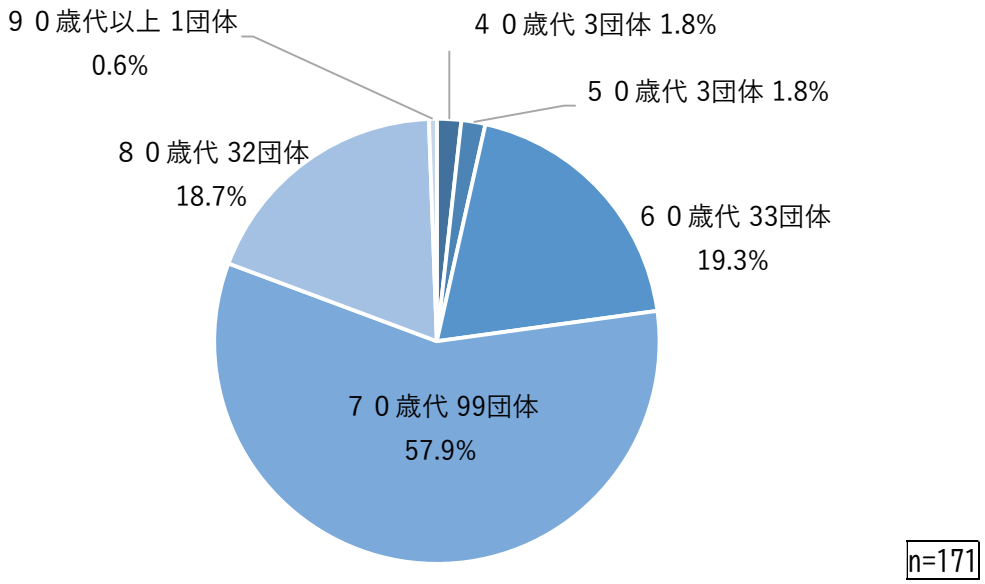

問８　会長の現在の職業をお答え下さい

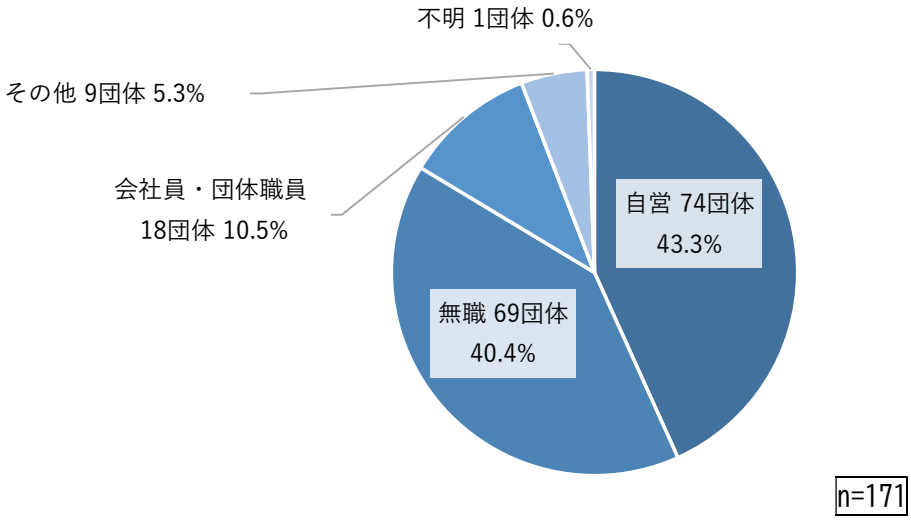


問９　会長は町会・自治会活動に月何日くらい従事されていますか

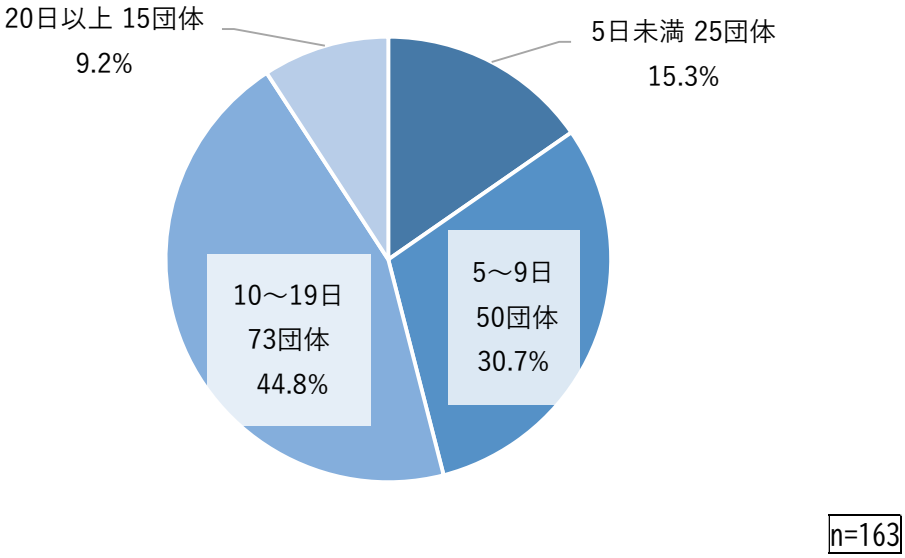

問 10　現在の会長の在職年数はおよそ何年ですか

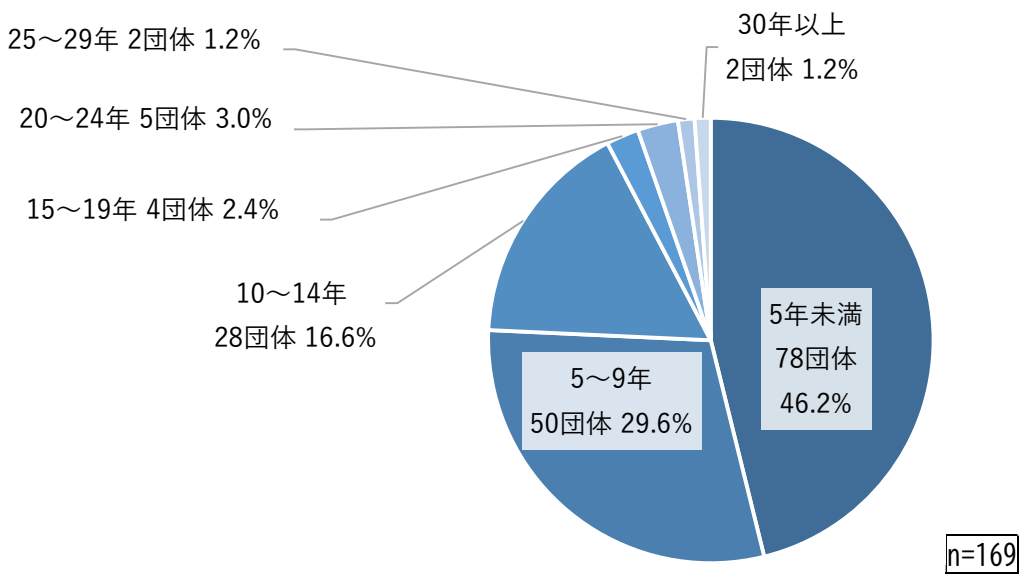

問 11　会長職以外に兼任されている役職

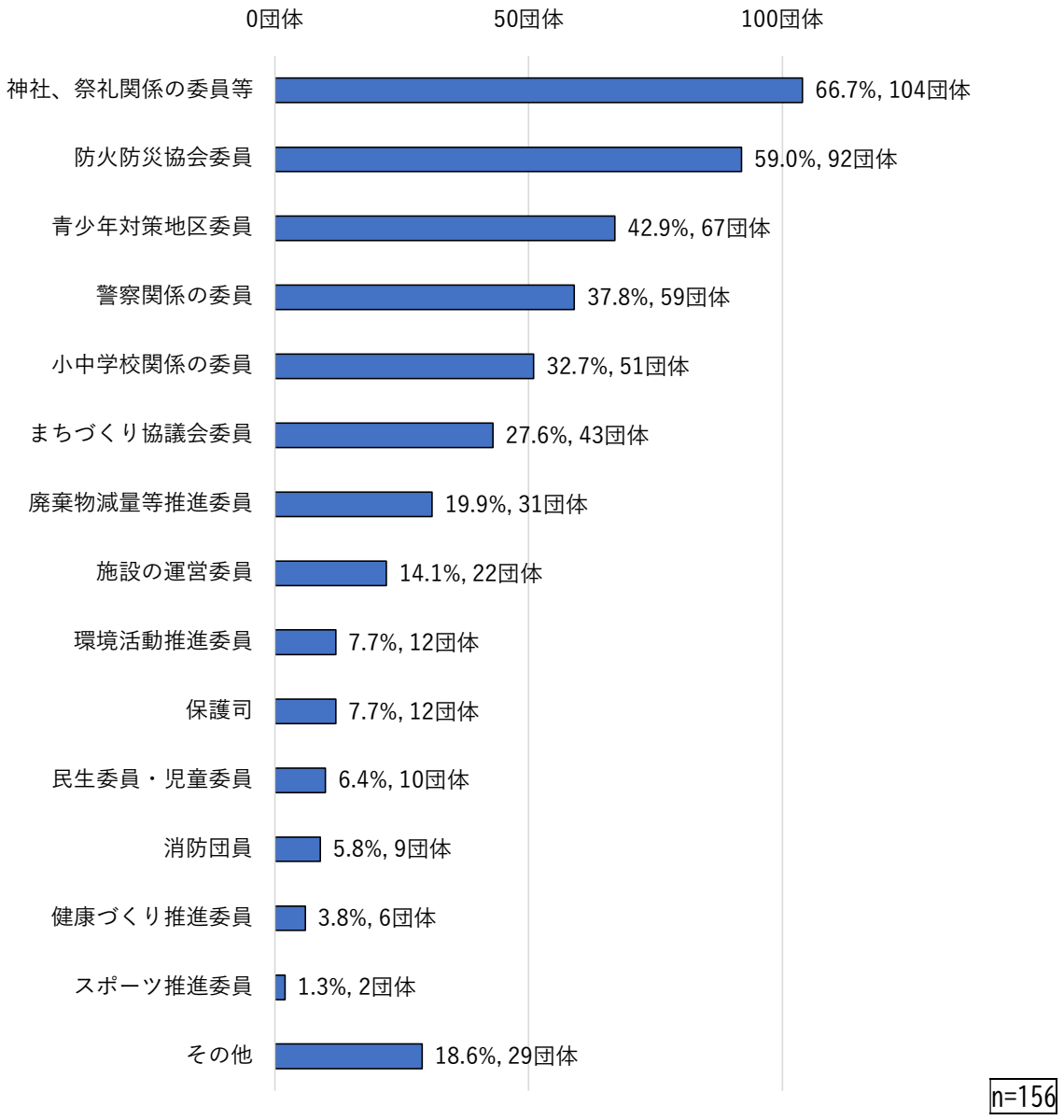

問 12　役員に位置付けられる人は何人いますか

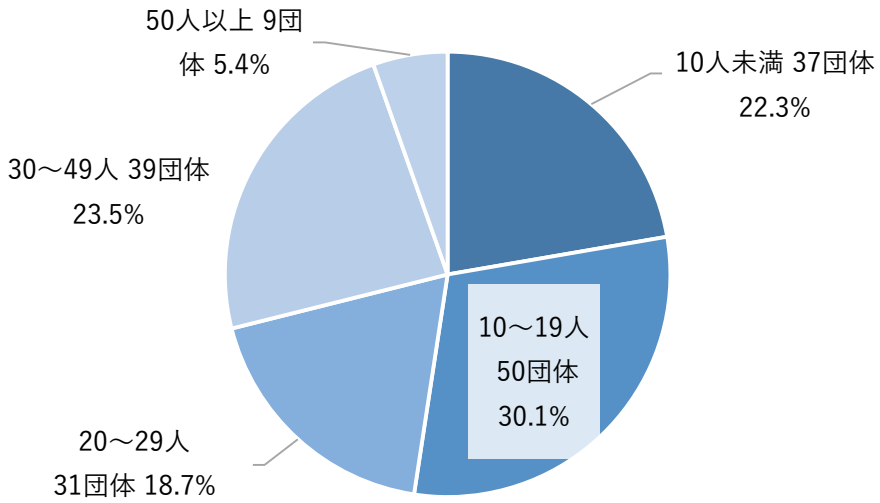


n=166

問 13　執行部の体制について（M/A）

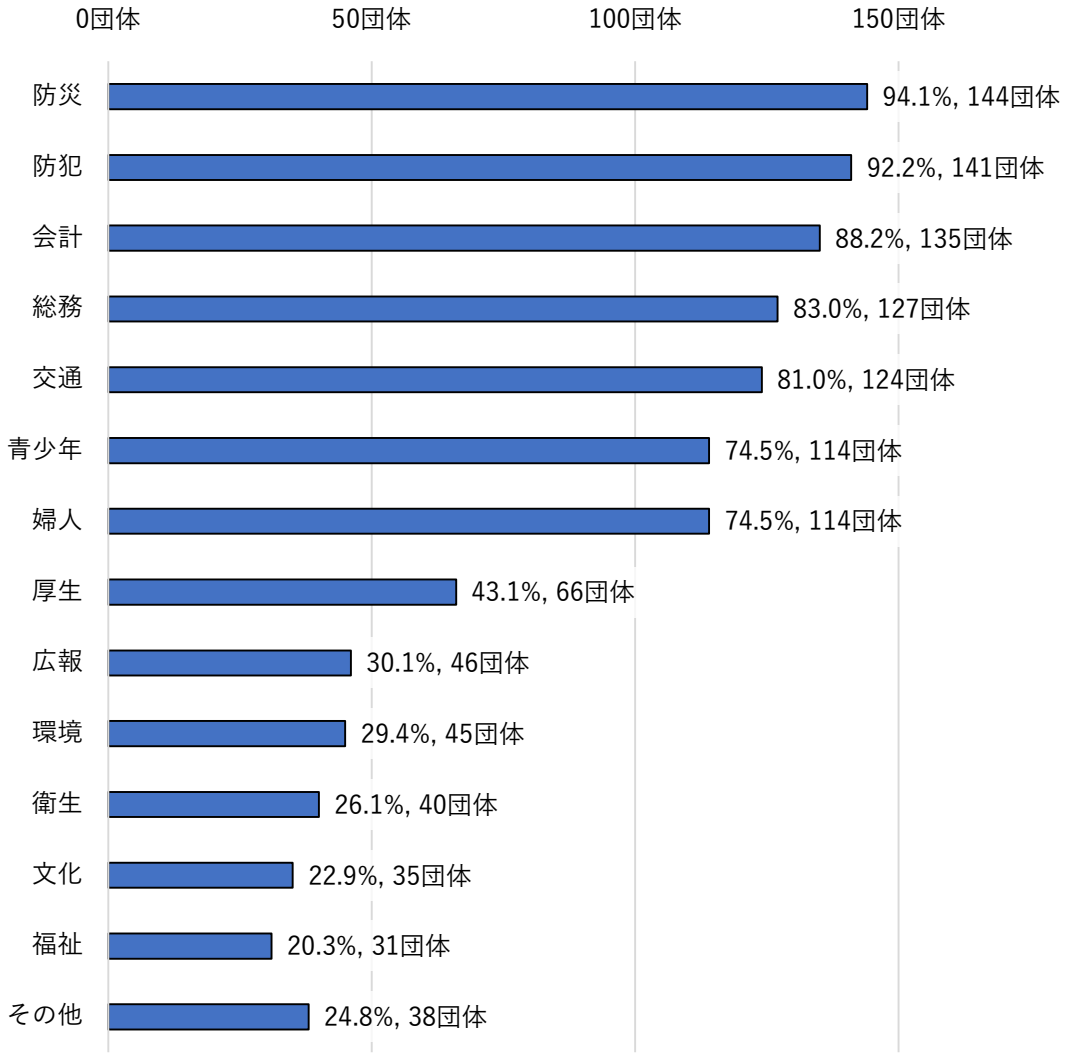


n=153

## 問 14　令和元年度の活動実績について

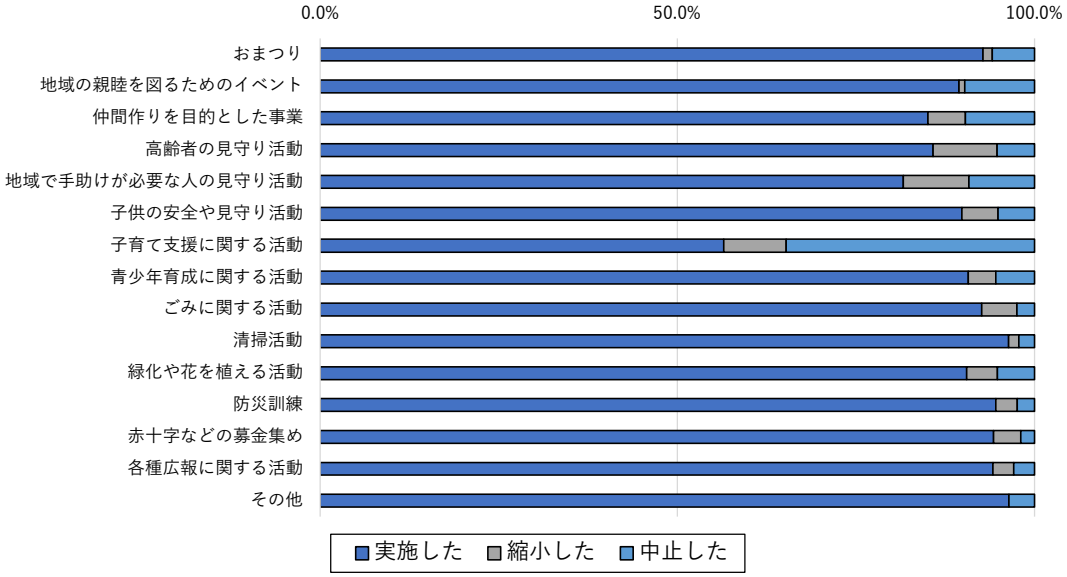


| | 実施した | 縮小した | 中止した | 回答数 |
|---|---|---|---|---|
| おまつり | 92.8% | 1.3% | 5.9% | 153 |
| 地域の親睦を図るためのイベント | 89.4% | 0.8% | 9.8% | 123 |
| 仲間作りを目的とした事業 | 85.1% | 5.3% | 9.6% | 114 |
| 高齢者の見守り活動 | 85.8% | 9.0% | 5.2% | 134 |
| 地域で手助けが必要な人の見守り活動 | 81.6% | 9.2% | 9.2% | 98 |
| 子供の安全や見守り活動 | 89.8% | 5.1% | 5.1% | 118 |
| 子育て支援に関する活動 | 56.5% | 8.7% | 34.8% | 46 |
| 青少年育成に関する活動 | 90.8% | 3.8% | 5.4% | 130 |
| ごみに関する活動 | 92.6% | 4.9% | 2.5% | 122 |
| 清掃活動 | 96.4% | 1.4% | 2.2% | 138 |
| 緑化や花を植える活動 | 90.5% | 4.3% | 5.2% | 116 |
| 防災訓練 | 94.6% | 3.0% | 2.4% | 167 |
| 赤十字などの募金集め | 94.3% | 3.8% | 1.9% | 158 |
| 各種広報に関する活動 | 94.2% | 2.9% | 2.9% | 138 |
| その他 | 96.4% | 0.0% | 3.6% | 28 |

## 問 15　特に力を入れている活動はどれですか

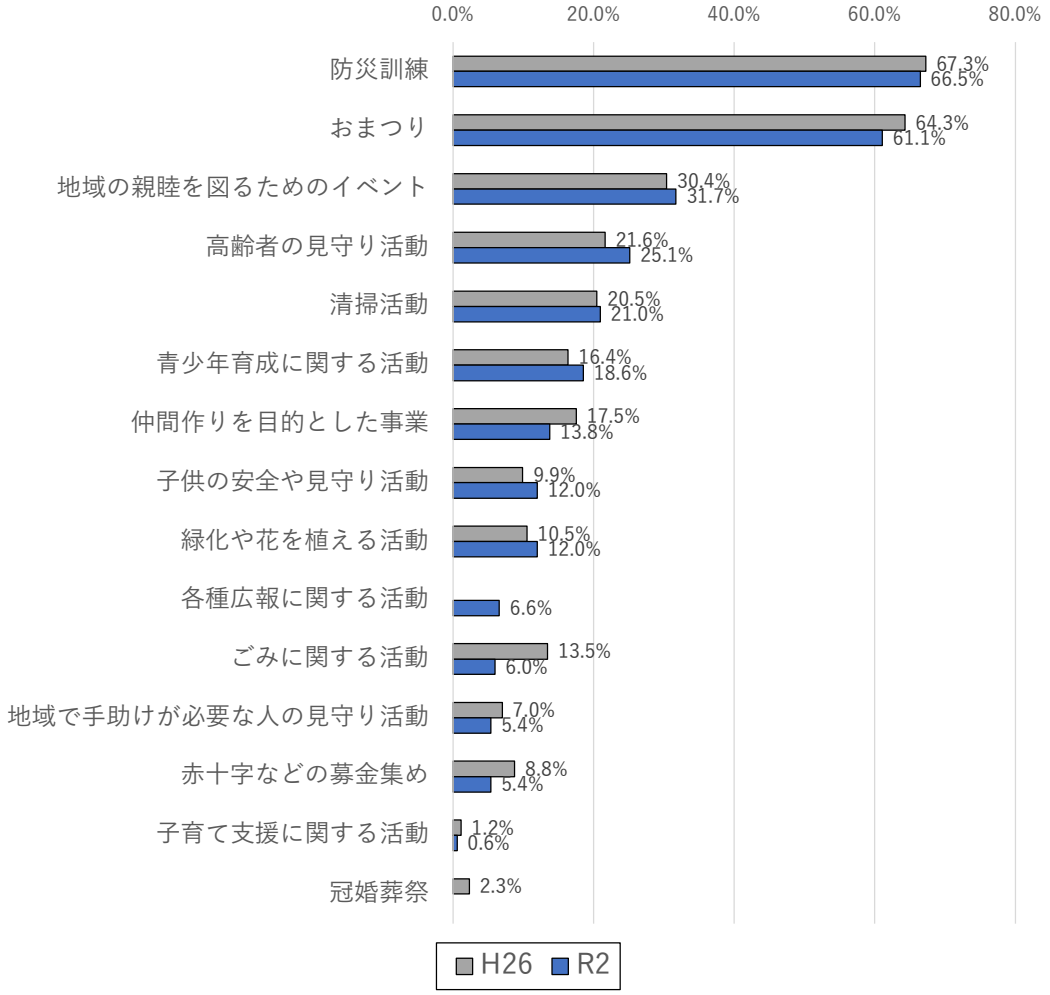


n=167

### 地域別回答結果

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 防災訓練 | 71.4% | 54.3% | 54.3% | 76.7% | 53.8% |
| おまつり | 57.1% | 60.0% | 45.7% | 70.0% | 53.8% |
| 地域の親睦を図るためのイベント | 21.4% | 25.7% | 37.1% | 38.3% | 15.4% |
| 高齢者の見守り活動 | 17.9% | 20.0% | 22.9% | 26.7% | 46.2% |
| 清掃活動 | 28.6% | 14.3% | 37.1% | 3.3% | 53.8% |
| 青少年育成に関する活動 | 17.9% | 25.7% | 11.4% | 21.7% | 0.0% |
| 仲間作りを目的とした事業 | 17.9% | 14.3% | 14.3% | 8.3% | 23.1% |
| 子供の安全や見守り活動 | 3.6% | 14.3% | 20.0% | 11.7% | 0.0% |
| 緑化や花を植える活動 | 3.6% | 22.9% | 2.9% | 11.7% | 23.1% |
| 各種広報に関する活動 | 0.0% | 8.6% | 11.4% | 6.7% | 0.0% |
| ごみに関する活動 | 14.3% | 5.7% | 2.9% | 5.0% | 0.0% |
| 地域で手助けが必要な人の見守り活動 | 14.3% | 2.9% | 2.9% | 3.3% | 7.7% |
| 赤十字などの募金集め | 3.6% | 2.9% | 8.6% | 5.0% | 7.7% |
| 子育て支援に関する活動 | 0.0% | 0.0% | 2.9% | 0.0% | 0.0% |
| その他 | 7.1% | 2.9% | 11.4% | 1.7% | 0.0% |

※70％以上は黄色強調、50％以上は赤色強調、5％未満は緑色強調

問 16　特に重要な地域課題はどのようなことですか。重要だと思う順に３つ選んでください

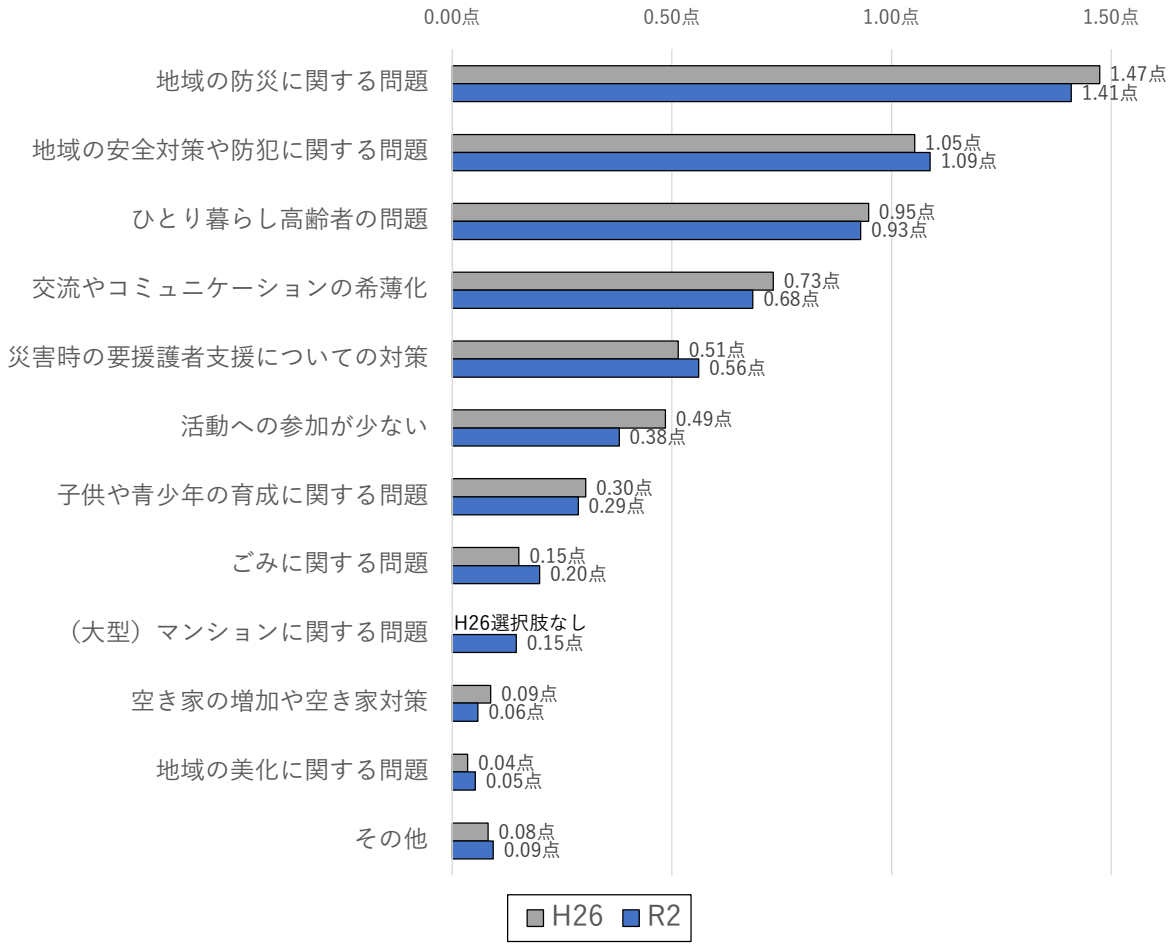


地域別回答結果（地域別合計点数/地域別回答者数）

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域の防災に関する問題 | 1.04点 | 1.43点 | 1.66点 | 1.62点 | 0.54点 |
| 地域の安全対策や防犯に関する問題 | 1.32点 | 1.09点 | 1.43点 | 0.90点 | 0.54点 |
| ひとり暮らし高齢者の問題 | 1.29点 | 0.83点 | 0.63点 | 0.83点 | 1.69点 |
| 住民同士の交流やコミュニケーションが希薄になっていること | 0.50点 | 0.86点 | 0.60点 | 0.72点 | 0.69点 |
| 災害時の要援護者支援についての対策 | 0.64点 | 0.57点 | 0.40点 | 0.52点 | 1.00点 |
| 活動への参加が少なく町会・自治会に多雨するニーズに対応できないこと | 0.43点 | 0.40点 | 0.49点 | 0.33点 | 0.15点 |
| 子供や青少年の育成に関する問題 | 0.36点 | 0.17点 | 0.26点 | 0.40点 | 0.00点 |
| ごみの出し方や資源の持ち去り問題などごみに関する問題 | 0.25点 | 0.14点 | 0.06点 | 0.25点 | 0.38点 |
| （大型）マンションに関する問題 | 0.07点 | 0.06点 | 0.23点 | 0.22点 | 0.00点 |
| 空き家の増加や空き家対策 | 0.04点 | 0.06点 | 0.03点 | 0.07点 | 0.15点 |
| 来街者のポイ捨て対策など地域の美化に関する問題 | 0.00点 | 0.09点 | 0.14点 | 0.02点 | 0.00点 |
| その他 | 0.04点 | 0.11点 | 0.09点 | 0.08点 | 0.23点 |

※それぞれ 1 団体あたりの点数を示している。1.5 点以上は黄色強調、 1 点以上は赤色強調、0.5 点以上は赤背景

## 問 17　地域の他の組織や団体と何らかの協力関係はありますか。

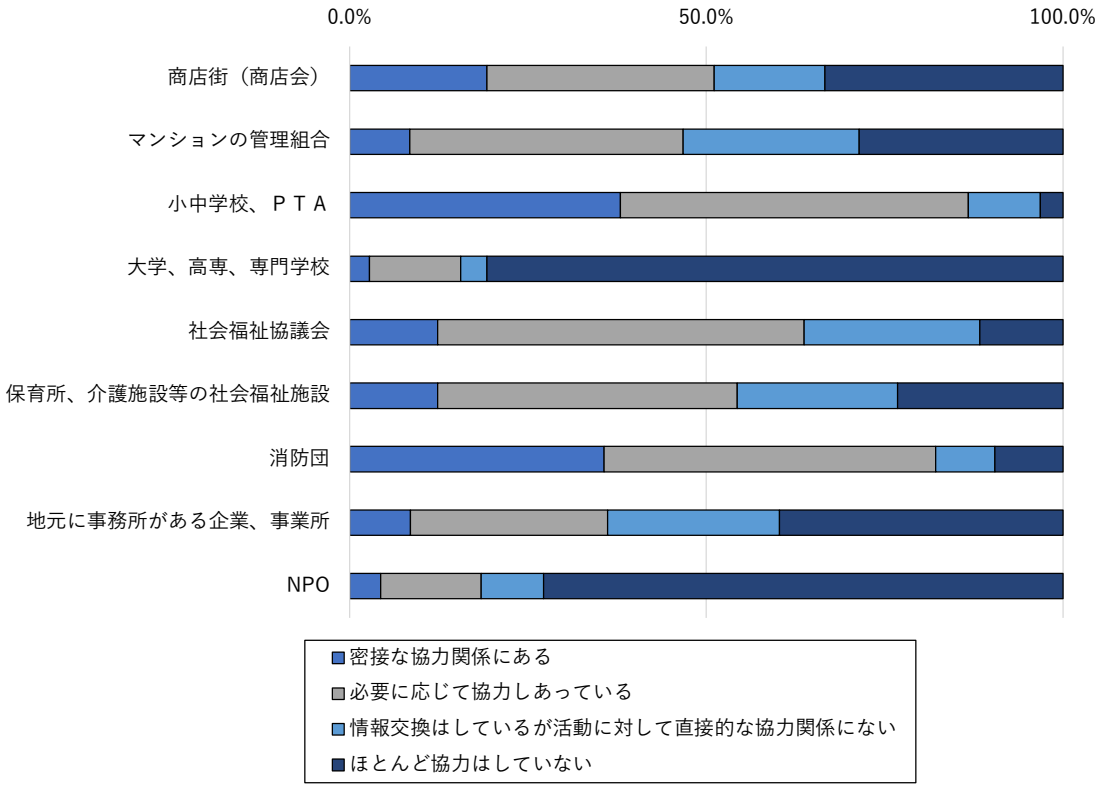


| | 密接な協力関係にある | 必要に応じて協力しあっている | 情報交換はしているが活動に対して直接的な協力関係にない | ほとんど協力はしていない |
|---|---|---|---|---|
| 商店街（商店会） | 19.3% | 31.9% | 15.6% | 33.3% |
| マンションの管理組合 | 8.4% | 38.3% | 24.7% | 28.6% |
| 小中学校、ＰＴＡ | 38.0% | 48.7% | 10.1% | 3.2% |
| 大学、高専、専門学校 | 2.8% | 12.8% | 3.7% | 80.7% |
| 社会福祉協議会 | 12.3% | 51.4% | 24.7% | 11.6% |
| 保育所、介護施設等の社会福祉施設 | 12.3% | 42.0% | 22.5% | 23.2% |
| 消防団 | 35.7% | 46.5% | 8.3% | 9.6% |
| 地元に事務所がある企業、事業所 | 8.5% | 27.7% | 24.1% | 39.7% |
| NPO | 4.4% | 14.0% | 8.8% | 72.8% |

問 18　これから特に協力関係を密にしていきたいと思う団体はありますか

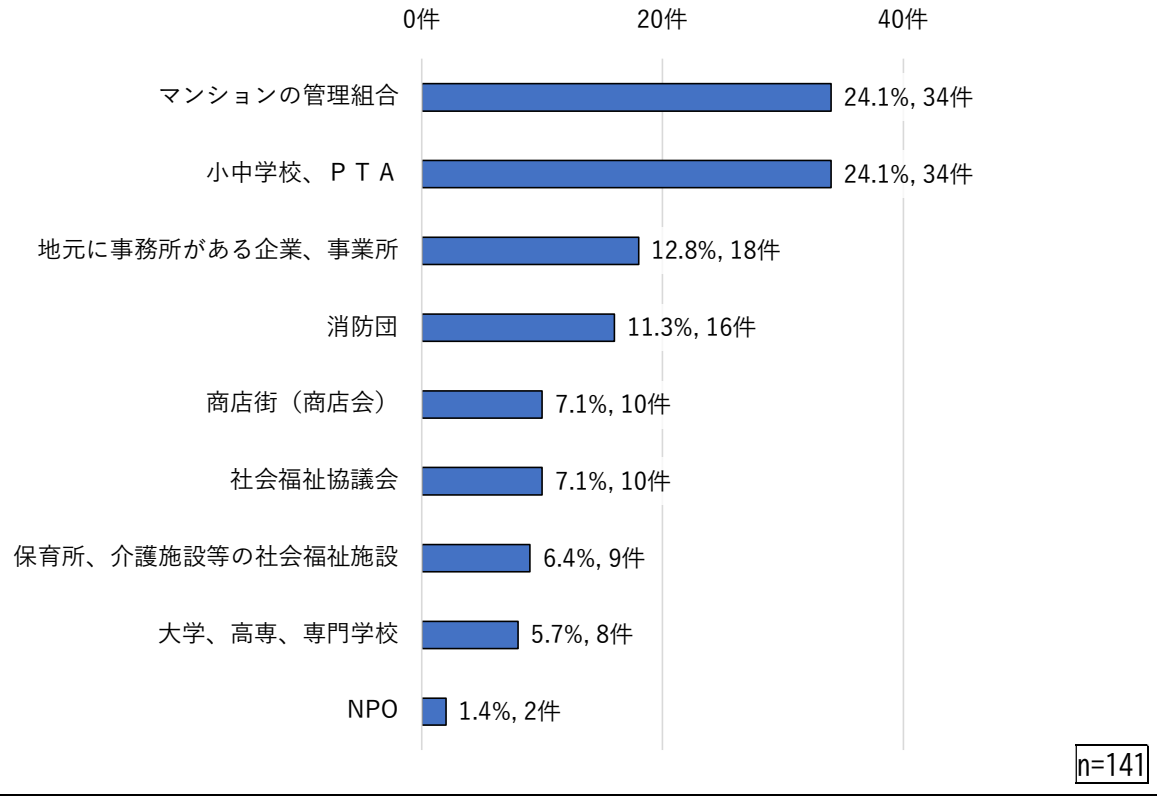

問 19　町会・自治会の組織運営上の課題にはどのようなことがありますか。問題が大きいと思う順に３つ選んでください

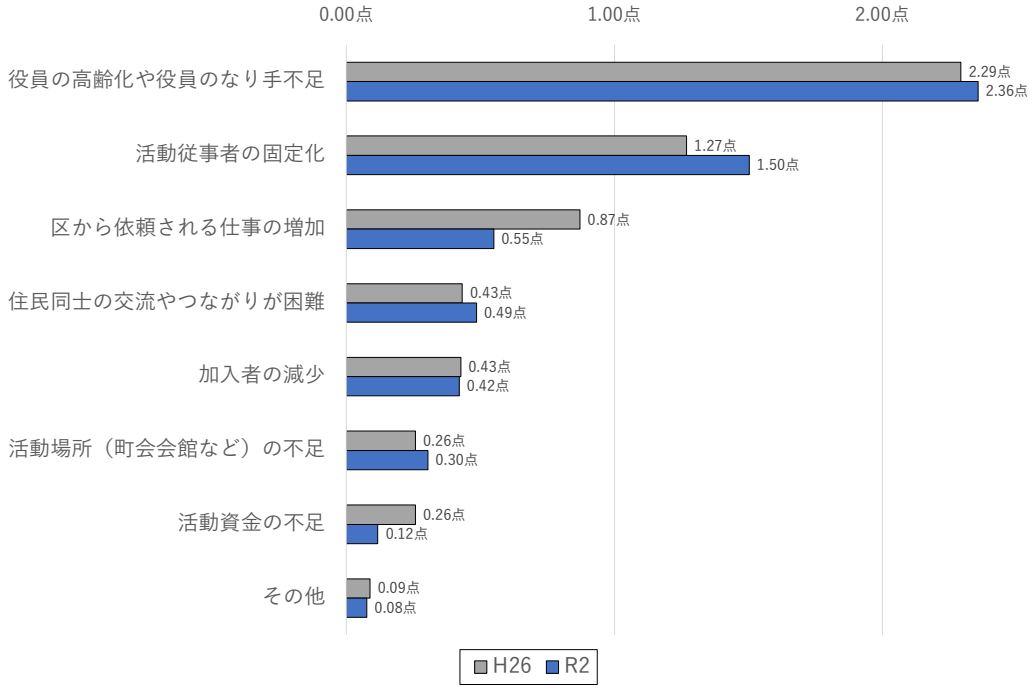


地域別回答結果（地域別合計点数/地域別回答者数）

| | 品川 | 大崎 | 大井 | 荏原 | 八潮 |
|---|---|---|---|---|---|
| 役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷 | 2.07点 | 2.37点 | 2.49点 | 2.35点 | 2.62点 |
| 活動従事者の固定化 | 1.50点 | 1.49点 | 1.49点 | 1.60点 | 1.15点 |
| 区から依頼される町会・自治会の仕事の増加 | 0.29点 | 0.54点 | 0.66点 | 0.47点 | 0.38点 |
| 個人情報やプライバシーへの配慮のために住民同士の交流やつながりが困難 | 0.36点 | 0.49点 | 0.60点 | 0.38点 | 0.62点 |
| 加入者の減少 | 0.68点 | 0.34点 | 0.37点 | 0.52点 | 0.46点 |
| 活動場所（町会会館など）の不足 | 0.29点 | 0.43点 | 0.06点 | 0.43点 | 0.08点 |
| 活動資金の不足 | 0.50点 | 0.14点 | 0.06点 | 0.07点 | 0.08点 |
| その他 | 0.07点 | 0.00点 | 0.11点 | 0.07点 | 0.23点 |

※それぞれ１団体あたりの点数を示している。２点以上は黄色強調、１点以上は赤色強調

問 20　町会・自治会費（年会費）はいくらですか。

１世帯あたりの会費

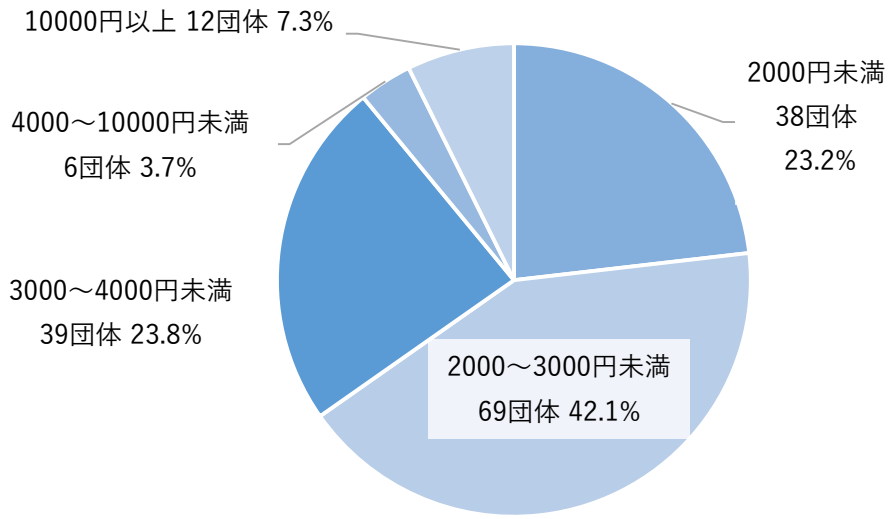


n=164

１団体あたりの会費

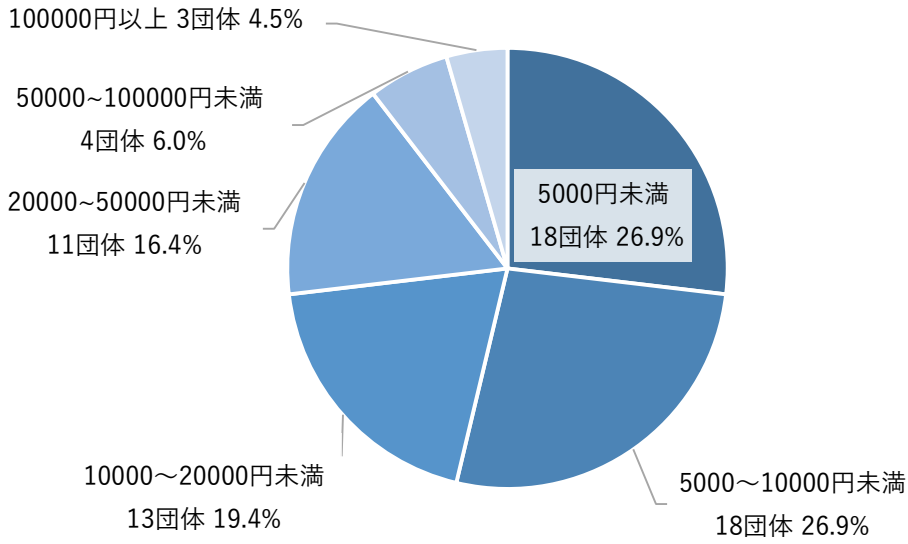


n=67

問 21　町会・自治会の年間の活動予算はどれくらいですか

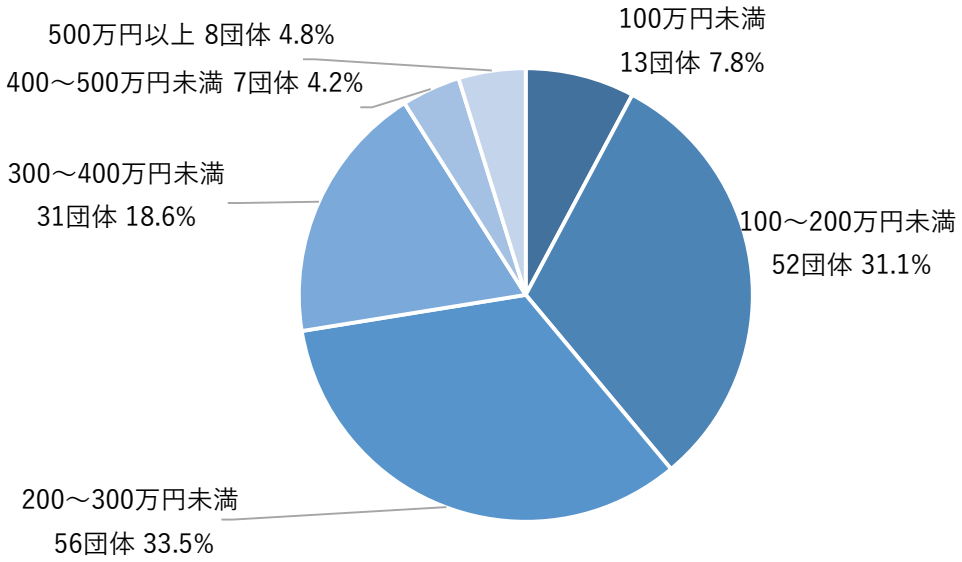


n=167

問 22　収入の内訳はどのようになっていますか

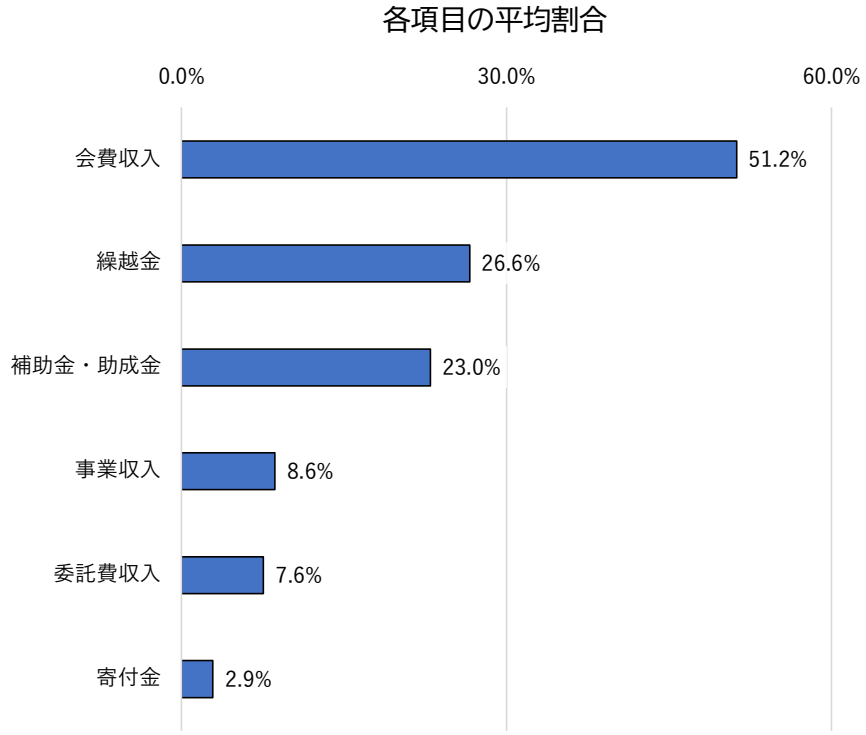

問 23　支出の割合はどのようになっていますか

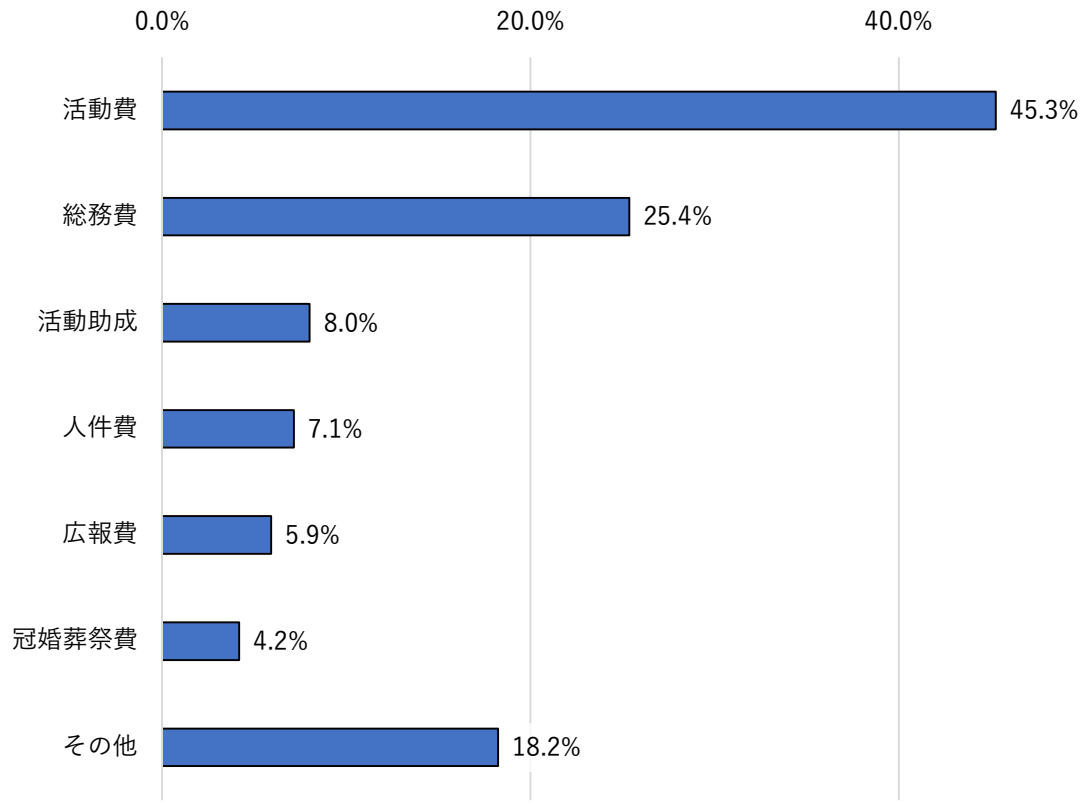


問 24　繰越金、余剰金はどれくらい確保していますか

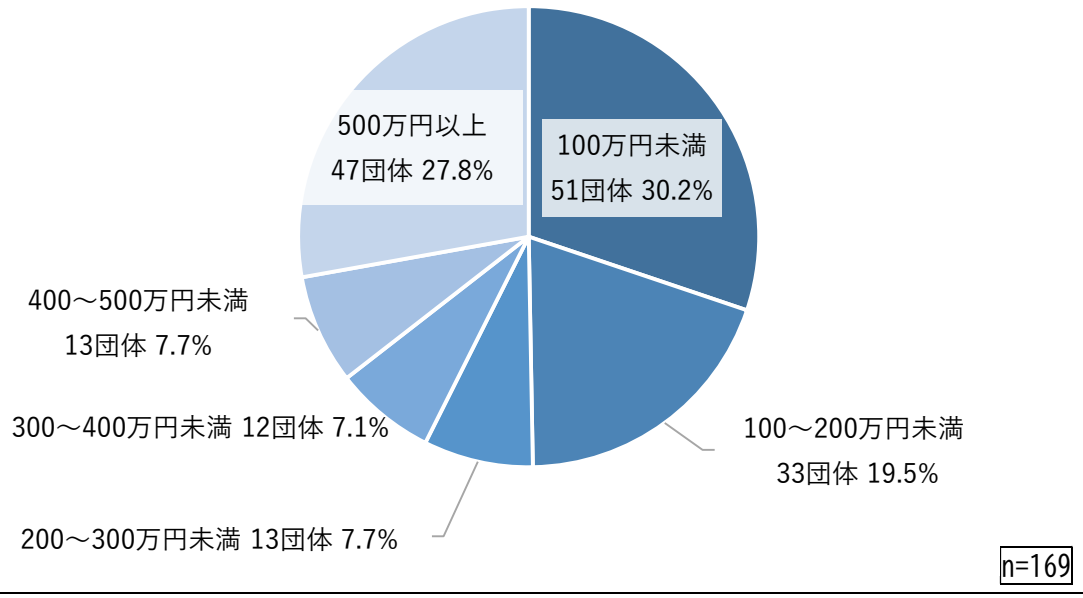

問 25　現在の収入で運営はまかなえていますか

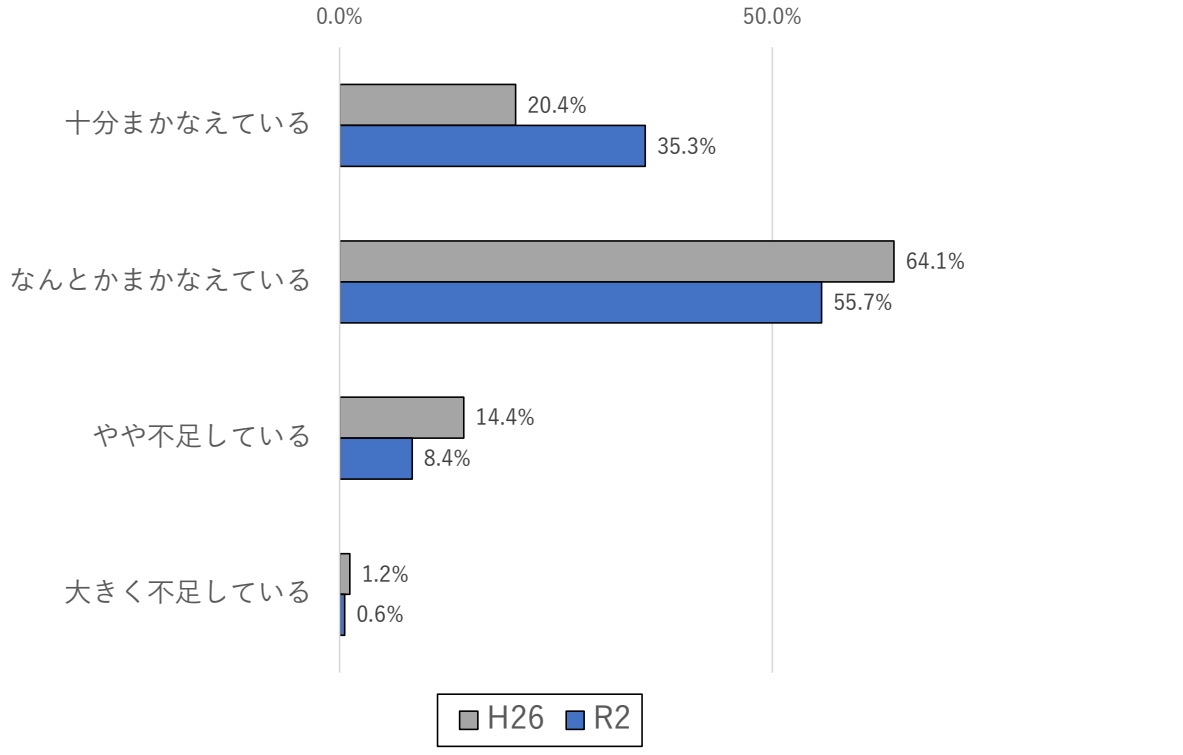


問 26　町会・自治会で大きい支出が見込まれる事業などはありますか

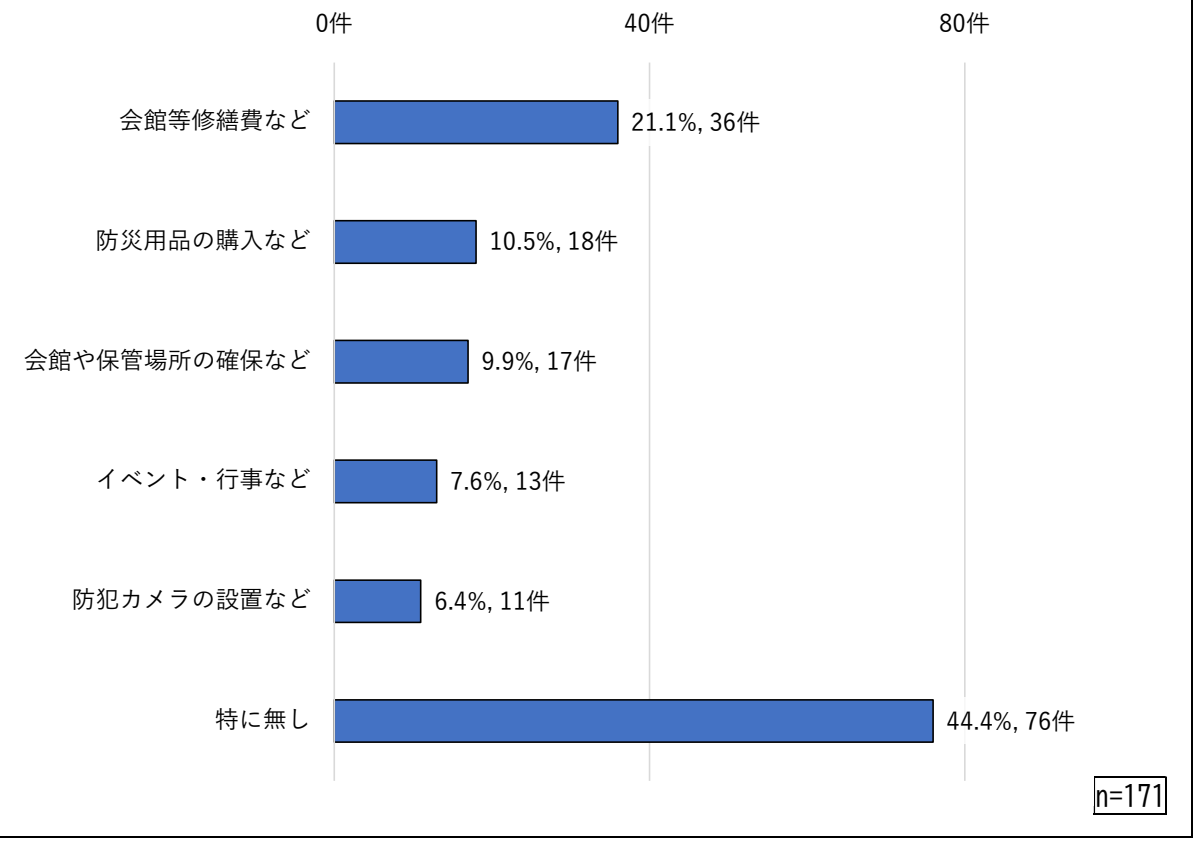

問 27　未加入者への加入呼びかけの取組としてあてはまるものを
すべて選んで下さい（M/A）

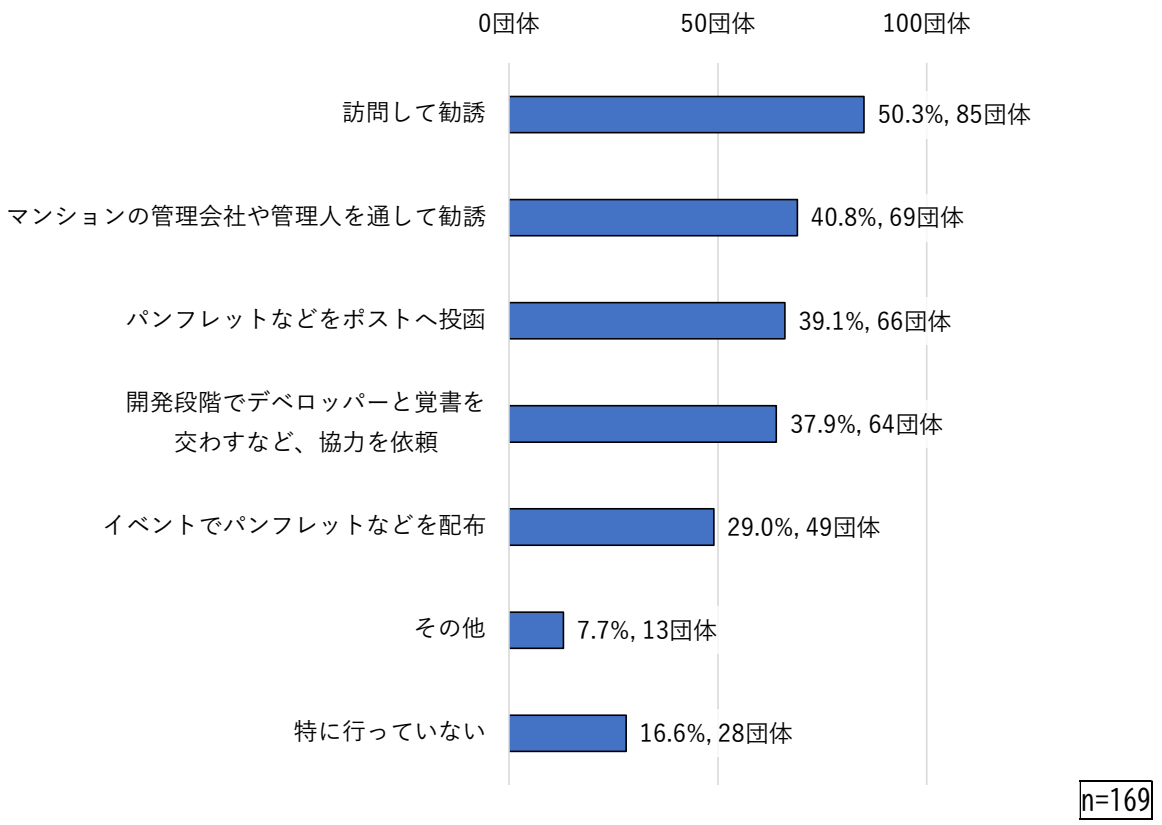


問 28　勧誘を行っていない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んで下さい（M/A）

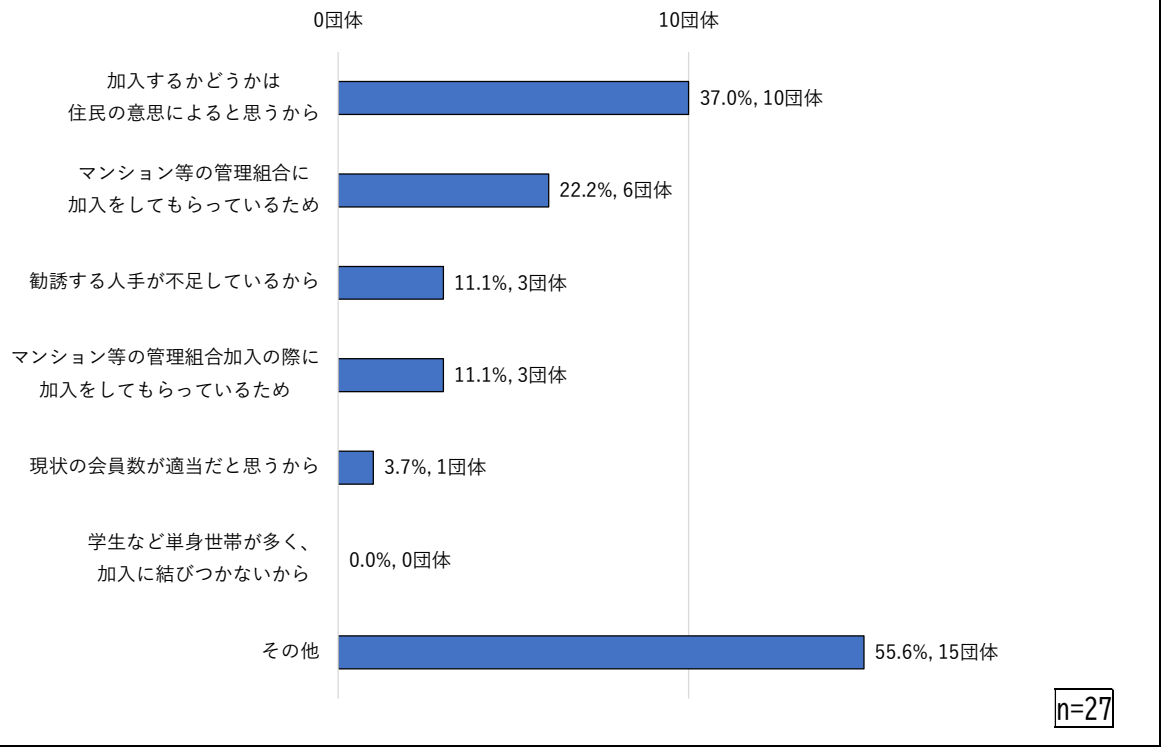

問 29　会員に対する広報活動として行っているものについて、
あてはまるものをすべて選んで下さい。(M/A)

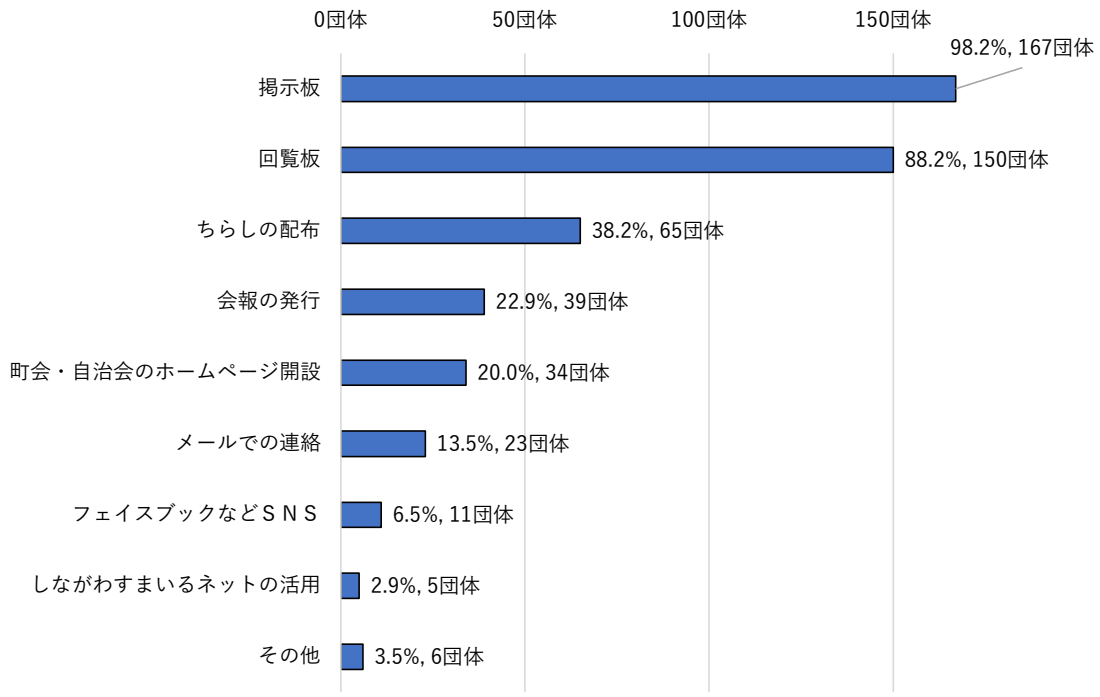


n=170

問 30　行政への要望や意見、苦情などの住民の声を汲み上げるために行っている活動はありますか

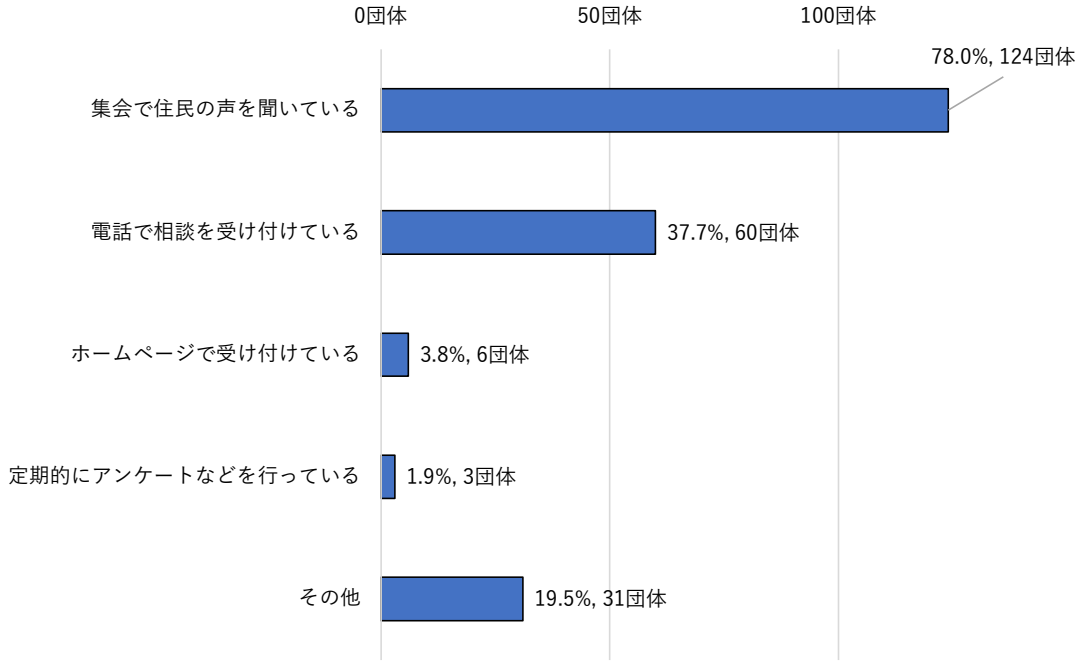


n=159

問 31　町会・自治会として、行政との協働についてどう思いますか。もっとも近い考えを選択肢から選んで記入して下さい

【町会・自治会と行政の協働をもっとすすめるべきだ】

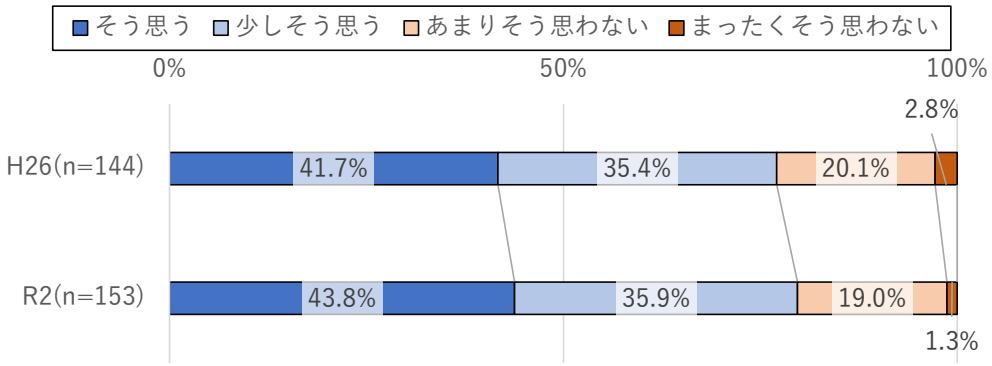


【町会・自治会は行政から独立した組織なので独自に活動すべきだ】

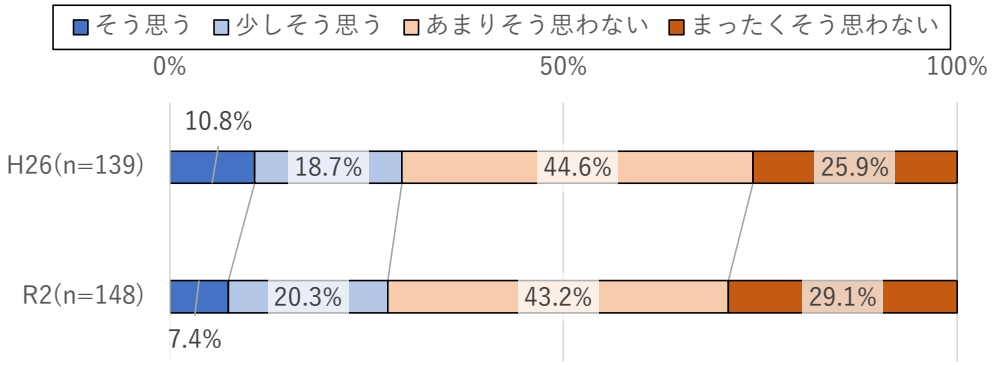


【町会・自治会の活動に対して行政はもっと支援すべきだ】

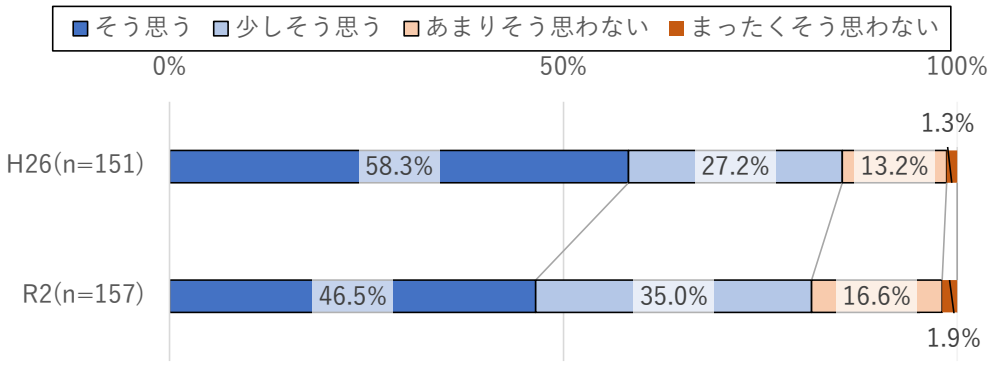


【行政は町会・自治会に頼りすぎだ】

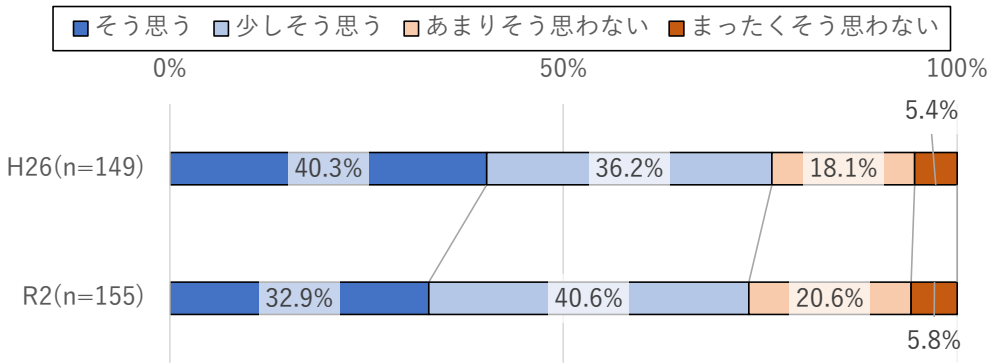

問 32　町会・自治会には行政（区、国、都、その他警察や消防など）からいろいろな仕事や役割をお願いしています。これらについて、どの程度負担に感じておられますか

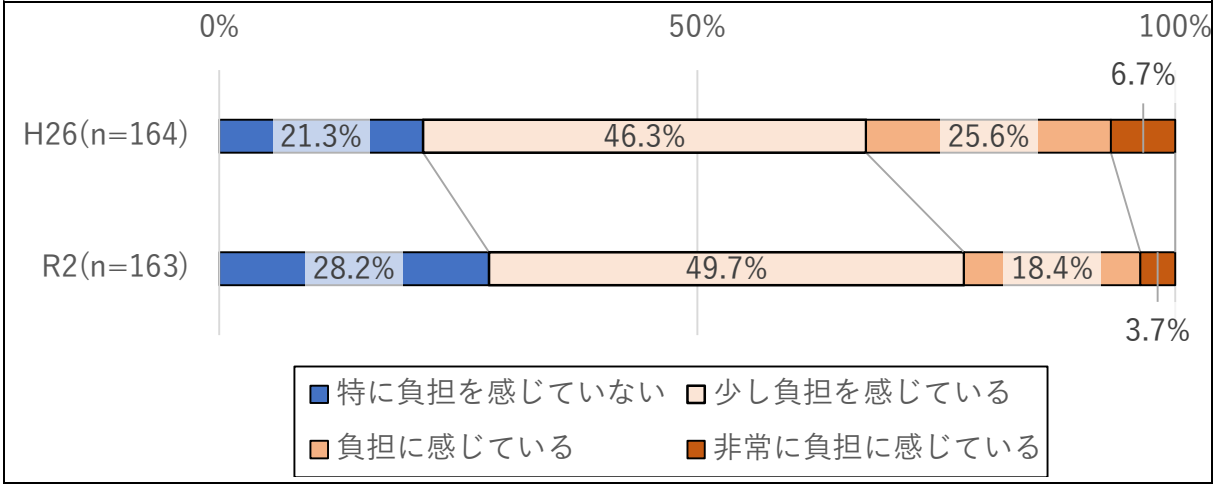


問 33　行政から依頼される仕事・役割のうち、特に負担が大きく、仕事量の軽減や実施方法を改善すべきだと思われるものは何ですか。特に負担が大きいとお感じになるものを３つまで記入して下さい。

（自由記述で挙げられた課題・テーマ等を分類）

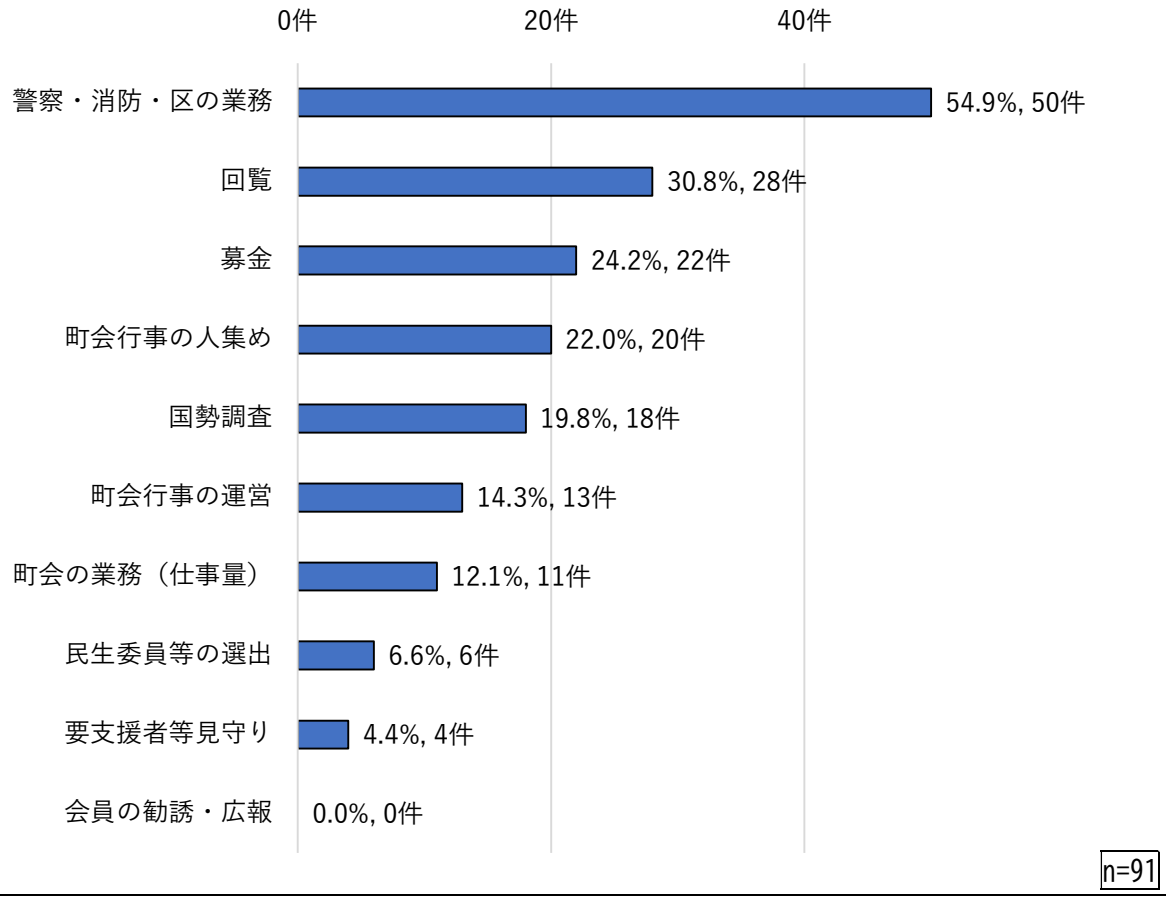

問 34　町会・自治会に対して行政はどのような支援や協力をすべきだと思いますか。特に重要だと思うものを３つまで選んで下さい

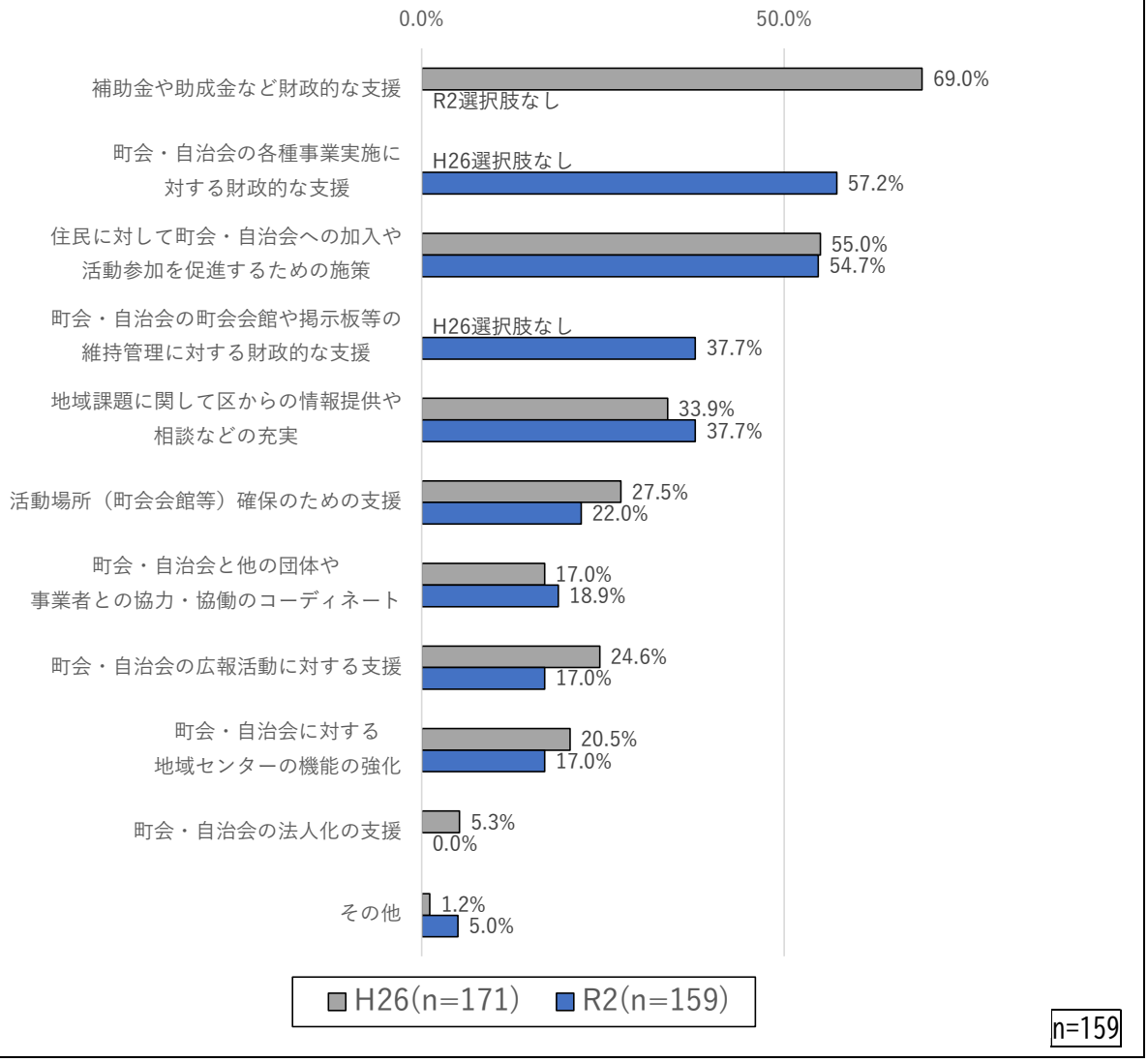

問 35　条例をご存知ですか

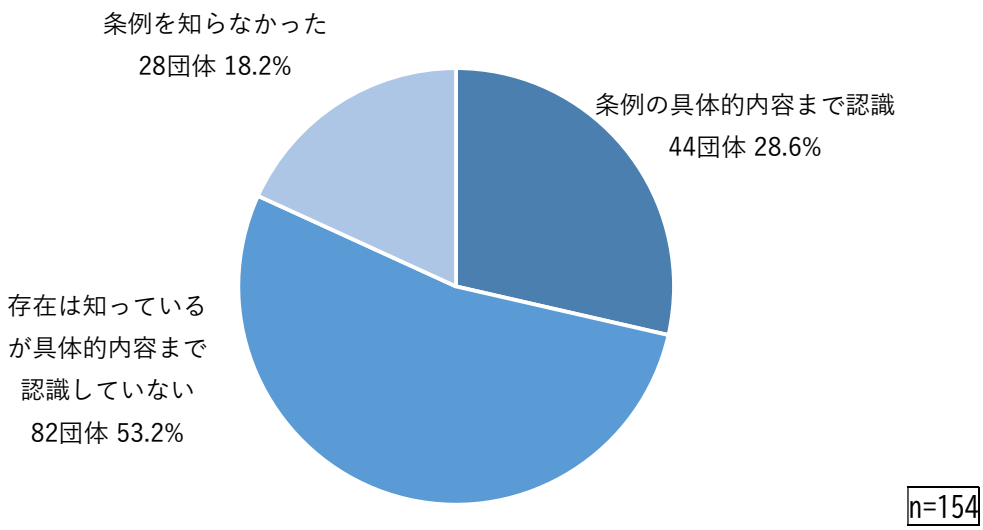

問 36　平成 28 年４月から現在（令和２年６月時点）までの期間における変化についてあてはまる箇所に〇を記入してください

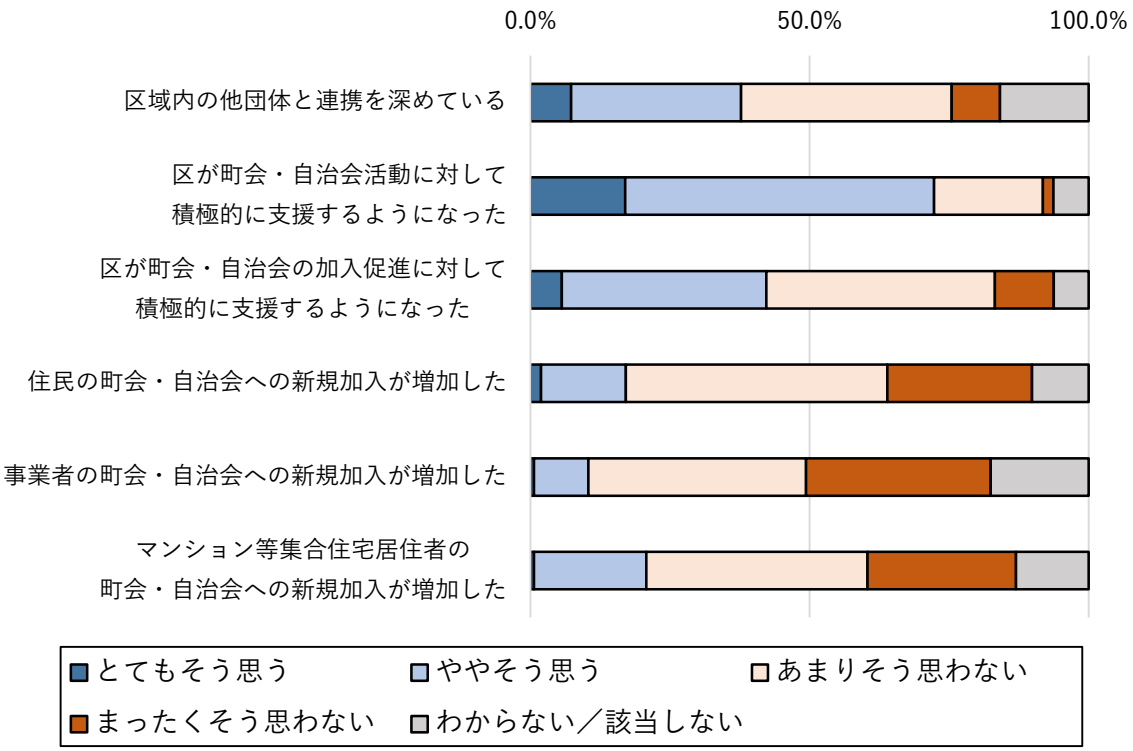


| | とてもそう思う | ややそう思う | あまりそう思わない | まったくそう思わない | わからない／該当しない |
|---|---|---|---|---|---|
| 区域内の他団体と連携を深めている | 7.3% | 30.5% | 37.7% | 8.6% | 15.9% |
| 区が町会・自治会活動に対して積極的に支援するようになった | 17.0% | 55.3% | 19.5% | 1.9% | 6.3% |
| 区が町会・自治会の加入促進に対して積極的に支援するようになった | 5.6% | 36.6% | 41.0% | 10.6% | 6.2% |
| 住民の町会・自治会への新規加入が増加した | 1.9% | 15.2% | 46.8% | 25.9% | 10.1% |
| 事業者の町会・自治会への新規加入が増加した | 0.6% | 9.7% | 39.0% | 33.1% | 17.5% |
| マンション等集合住宅居住者の町会・自治会への新規加入が増加した | 0.6% | 20.1% | 39.6% | 26.6% | 13.0% |

問 37　平成２８年４月の条例施行後に新設した、町会・自治会向けの以下①～⑪の補助金・支援についてあてはまる箇所に〇を記入してください

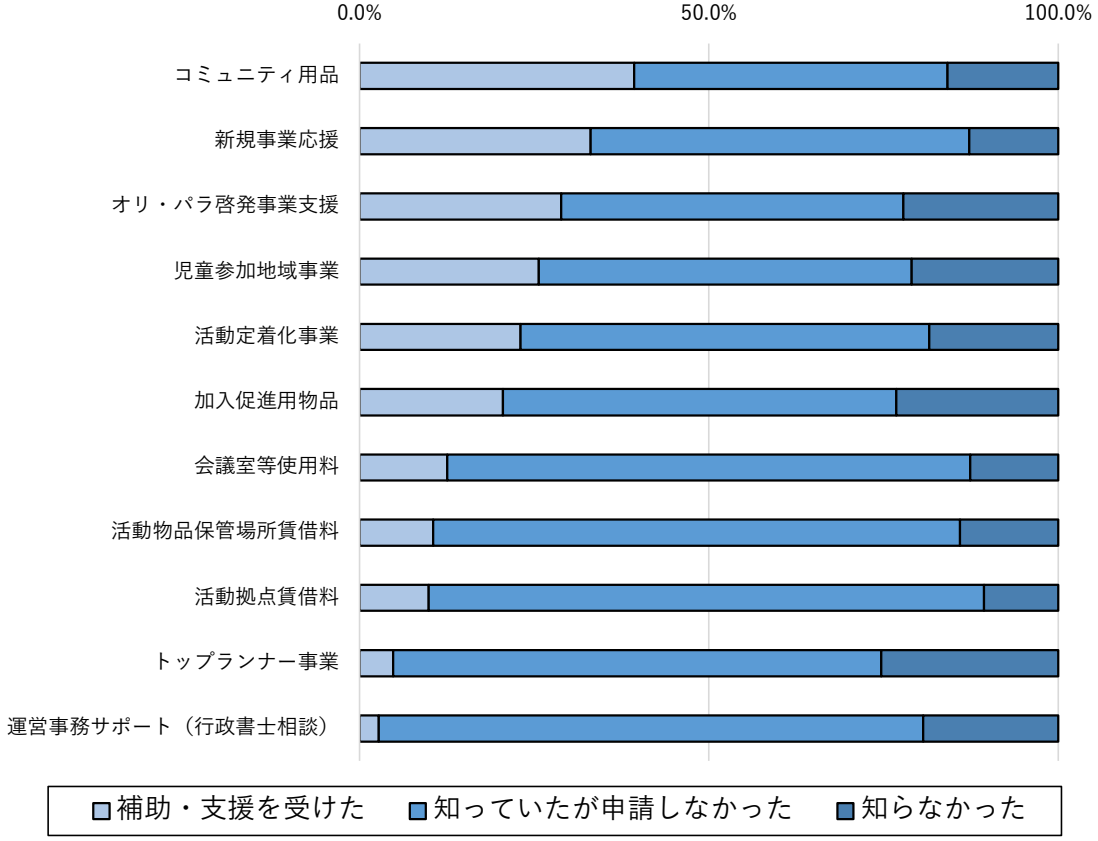


| | 補助・支援を受けた | 知っていたが申請しなかった | 知らなかった |
|---|---|---|---|
| コミュニティ用品 | 39.3% | 44.8% | 15.9% |
| 新規事業応援 | 33.1% | 54.1% | 12.7% |
| オリ・パラ啓発事業支援 | 28.9% | 49.0% | 22.1% |
| 児童参加地域事業 | 25.7% | 53.4% | 20.9% |
| 活動定着化事業 | 23.0% | 58.6% | 18.4% |
| 加入促進用物品 | 20.5% | 56.3% | 23.2% |
| 会議室等使用料 | 12.6% | 74.8% | 12.6% |
| 活動物品保管場所賃借料 | 10.6% | 75.4% | 14.1% |
| 活動拠点賃借料 | 9.9% | 79.4% | 10.6% |
| トップランナー事業 | 4.8% | 69.9% | 25.3% |
| 運営事務サポート（行政書士相談） | 2.8% | 77.9% | 19.3% |

問 38　補助制度を知ったきっかけについて、あてはまるものをすべて選んでください

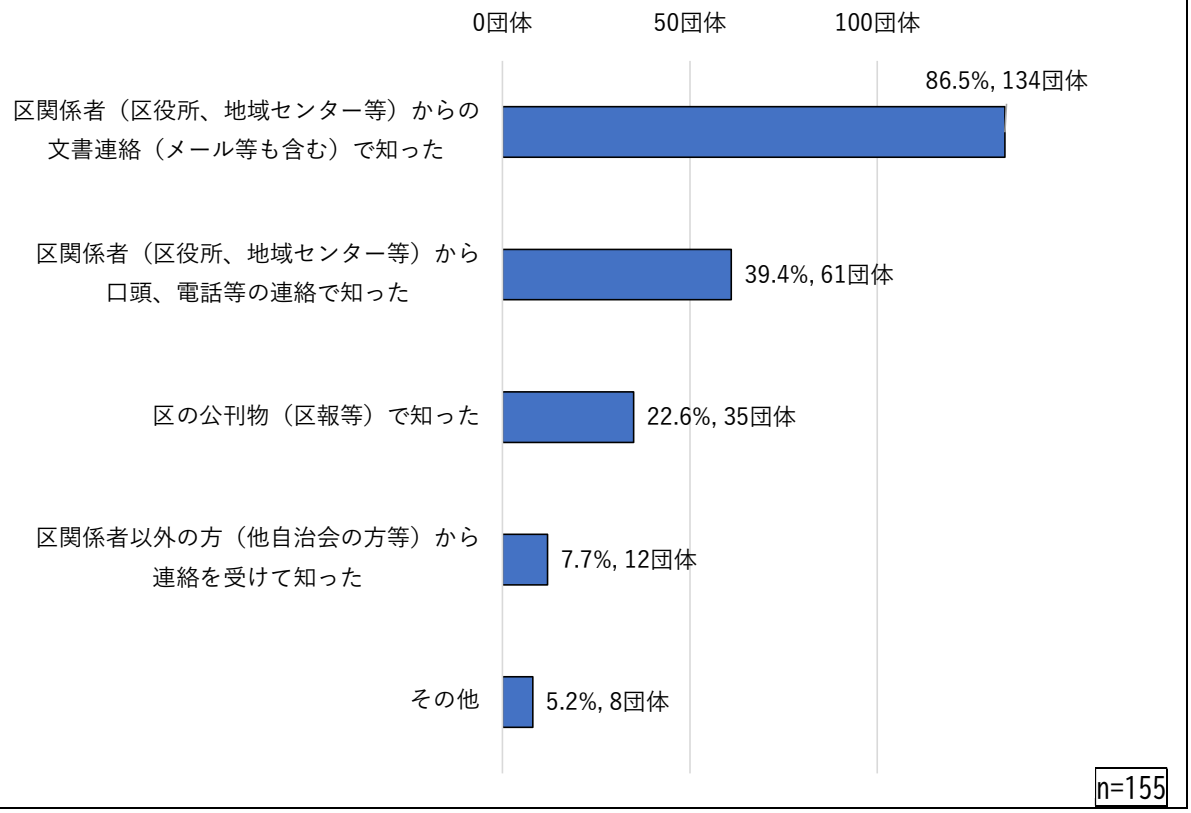


問 39　申請をしなかった理由はなぜですか。あてはまるものをすべて選んでください

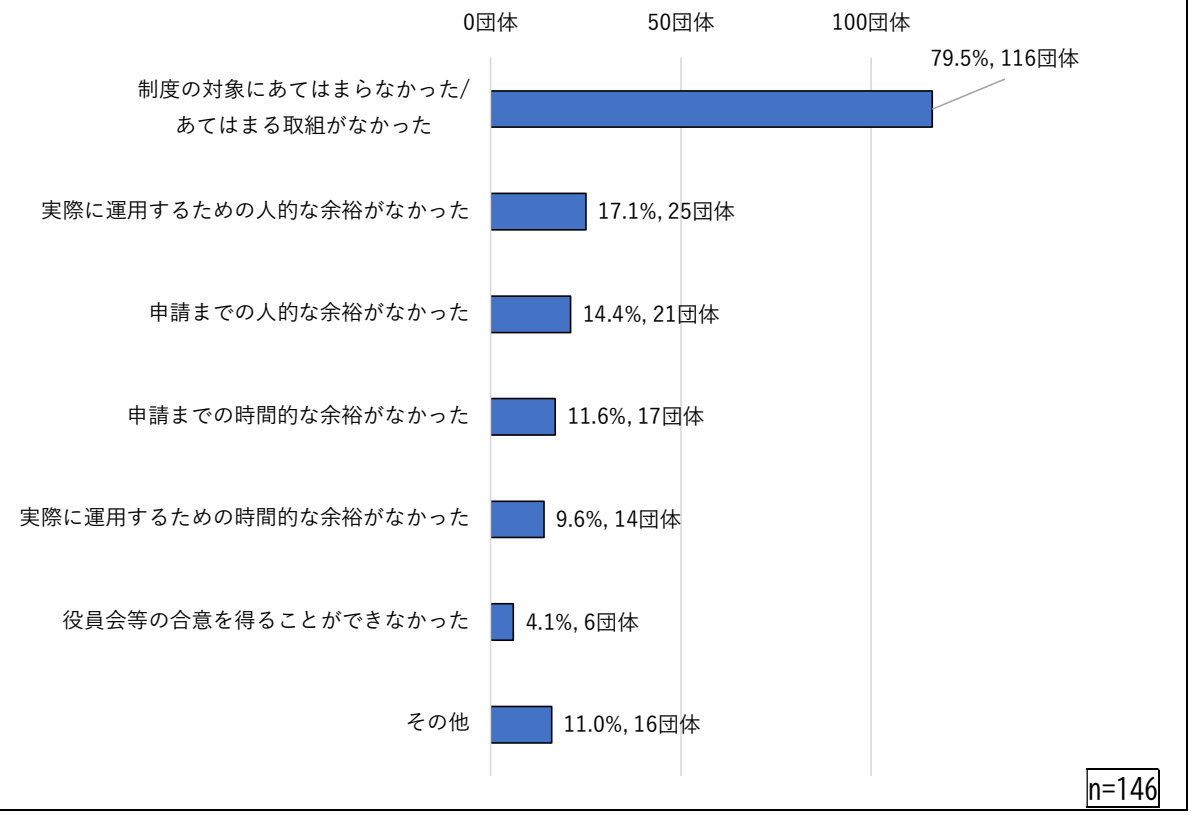

問 40　町会・自治会活動の活性化や加入促進について、あったら良いと思う制度や既存の制度のご意見などについてご自由にご記入ください

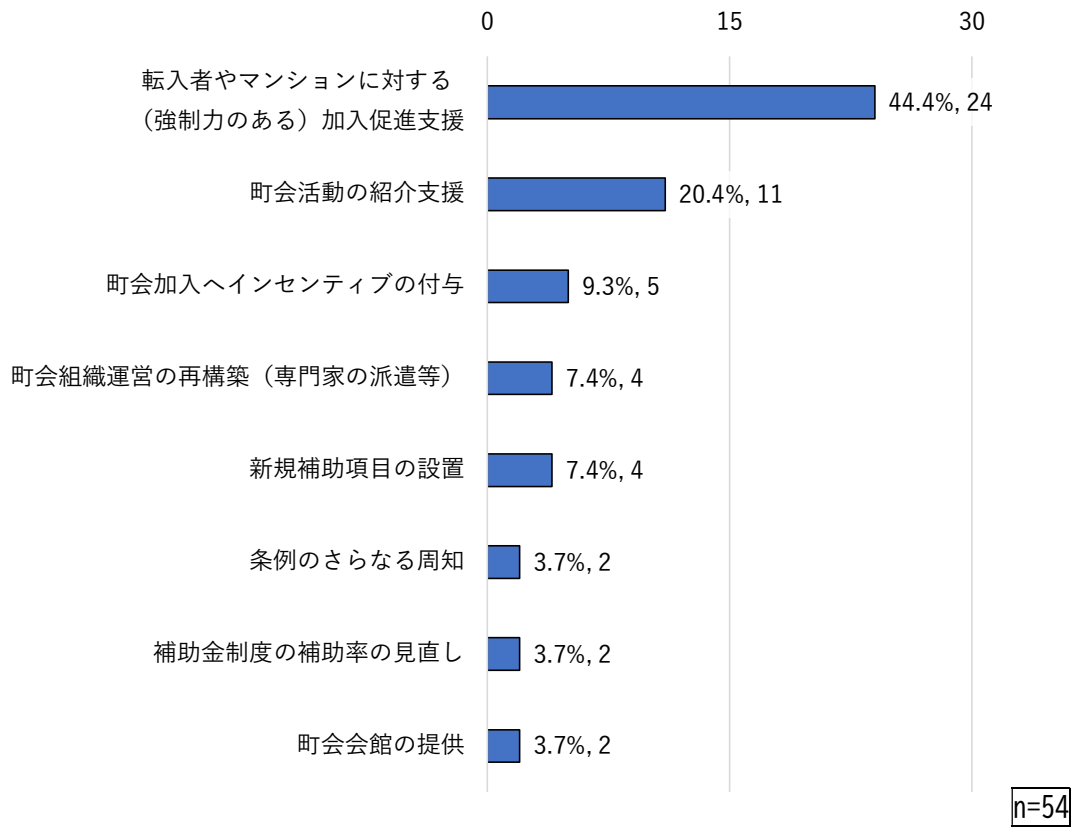


問 41　コロナ禍における町会・自治会活動について、あてはまるものをすべて選んでください

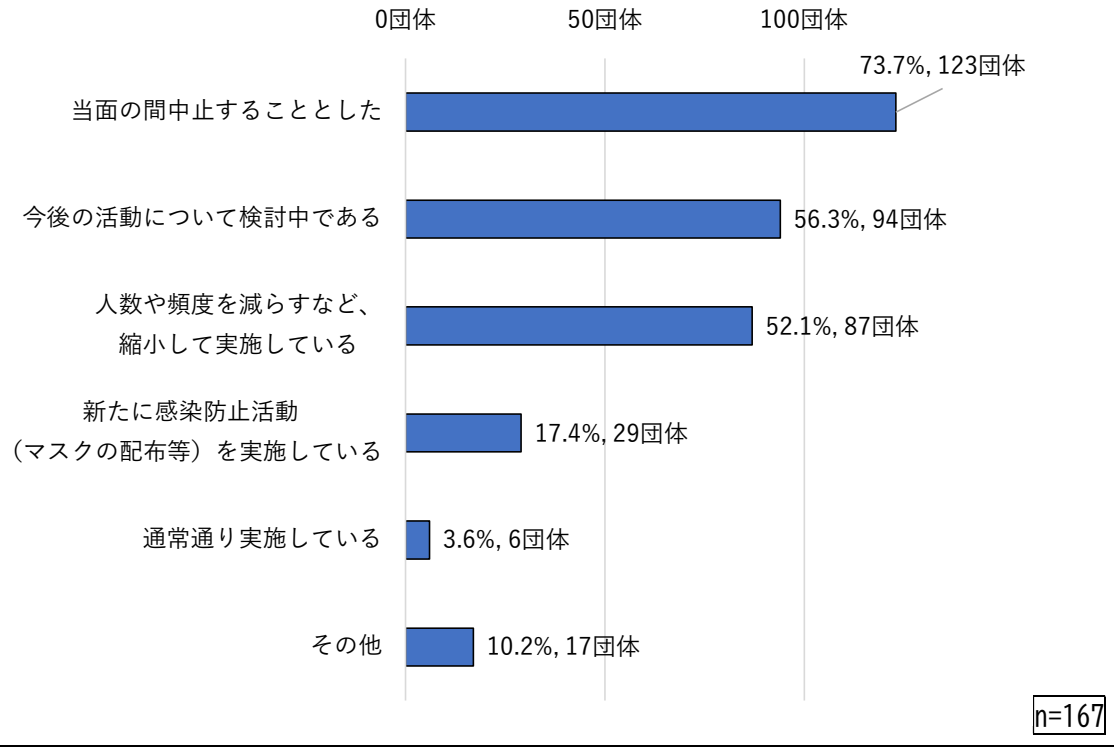

問 42　コロナ禍における総会や定例会の実施状況について、あてはまるものをすべて選んでください

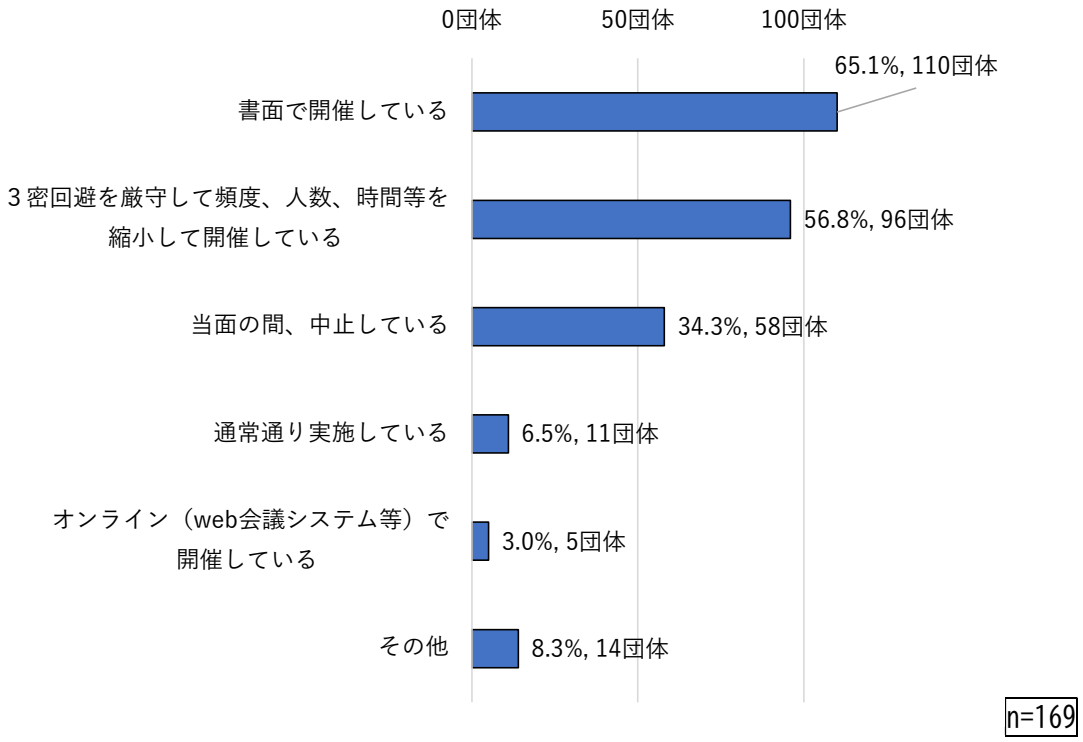


問 43　新型コロナウィルス対策として行政に求める支援等について、ご自由に意見をお書き下さい

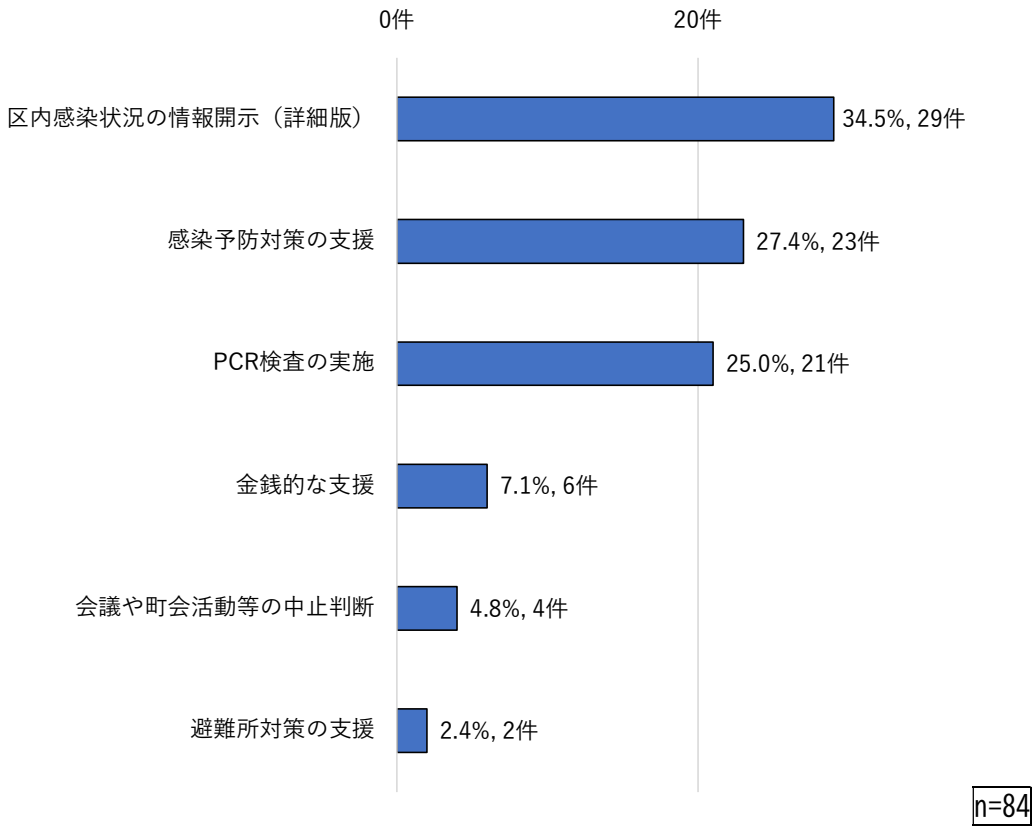

問 44　町会・自治会のあり方（意義、役割、やるべきこと、やりたいこと）や
行政に求める支援等について、ご自由に意見をお書き下さい（主な意見抜粋）

**【防災について】**

- 防災公園の設置に関する支援
- 発災時の初期対応（初期消火、救助活動、要支援者支援等）を可能とするための体制構築の支援
- 会員の在宅避難に対して町会として準備をしたい
- 防災に関して、社会福祉協議会との連携強化支援
- 外国人（非居住者含め）の在宅者情報などがあると発災時に支援しやすい
- 災害時における町会の役割の住民への広報強化
- 大規模災害（地震・水害・火災時等）の地区別危険度、避難所、避難場所等わかりやすく周知ができる様な資料がほしい

  →（防災課回答）令和元年度に改訂版の「品川区防災地図」を全戸配布している。なお、風水害に関しては見直しを行い、令和２年度末頃に町会・自治会長会議にて説明をした。区のホームページにも掲載しており、資料等の修正・更新は今後行う予定である。

**【活動の予算・補助金について】**

- 補助金の対象要件や使途についてもう少し柔軟、緩和してほしい
- 防犯カメラの増設に関する補助
- 多額の費用が必要な事業の場合、自己負担分も大きくなるため補助金の活用ができない
- 小さい町会は予算が少なく、最小限度の事しか出来ない
- 補助金等の支援は新しい形が多く使いにくい。現在町会が活動している事業を確認し、それらに対する支援をしてほしい

**【役員の担い手不足】**

- 町会長を引き受けてくれる人がいない
- 町会の運営を引き受けてくれる人がいない
- 役員が高齢化している
- 若い世代が町会活動や役員の担い手になるような、魅力ある支援を考えていただきたい
- 若い方が仕事をしながら町会役員を務めることができる方法の検討（町会活動の見直し）
- 若い人は日中の時間の参加が難しい。会合時間、曜日等、今後再考をお願いしたい
- 若い世代から連絡手段として Email や LINE を活用すべきとの声が出ているが、実際どのように運用すればいいのか、不明点が多い。成功事例などがあったら教えてほしい
- どのようなテーマであれば若い世代に興味を持ってもらえるのか、検討する機会等を設けてほしい
- 町会活動は仕事がない高齢者に偏りがち。若い人達が参加できる体制づくり、制度づくりが必要
- 高年齢化で町会の運営が困難になっている。今後は町会の統合も考えてもらいたい

**【地域の高齢化】**

- 都営住宅の入居基準の見直し。超高齢化が進み、役員・活動する人がいない
- １人暮らし高齢者で認知症の疑いのある方の支援、空き家問題
- 高齢者・一人暮らしの人が多く、これからの自治会が成り立っていくかが不安

**【会員へのアプローチ・加入促進など】**

- 町会行事が住民にとって必要で魅力あるものになるように支援を強めて下さい。金額・場所などで声を聞く機会があるといい。マンションに住む若い人たちが町会費は払っているのに行事には参加していません

**【コロナへの対応について】**

- コロナ後の地域活動の維持が確保出来るか不透明です。ガイドラインの検討をお願い致します
- with コロナ時代の活動の有り方の指導をお願いしたい

**【地域課題・特性について】**

- 町会と一口で言っても同じ品川区でも場所により事情が大きく異なり、町会を一律に支援する事は無理がある。防災に関しても避難させない方が良い所も有り、担当者が理解する必要がある
- 西大井広場公園にある駐輪場には通勤者が朝駐輪しているので、１ヶ月１回位は見てほしい。尚、使用しない自転車が 10 台位４ヶ月位停めてあり、公園課に連絡しても撤去しない。公園の清掃担当と連絡を取ると良いと言われた
  →（公園課回答）使用しない自転車については、随時撤去している。また、朝の通勤者の駐輪については、発見次第、その都度注意をしている

**【町会会館設置について】**

- 町会会館の土地確保に関する支援
- 空き家などを買いとって、町会に会館を作るようにして欲しい

**【活動の負担・対価について】**

- 役員（特に会長の負担は圧倒的に多い）には相応の対価も絶対に必要と思う。やる人が居なくなる
- 町会の負担を軽減してほしい。少子高齢化で年々協力者が減少している

**【マンションについて】**

- 町会内の再開発（一棟完成、一棟建設中、二棟計画中）と、町会との関係を模索中

**【その他要望等】**

- 地域センター職員の皆様は地域住民との接点であり、最前線で地域での種々の問題への対処、また愚痴、意見等の吸い上げなど、気遣い、気苦労は並ではなく、歯を食いしばって頑張っている姿には頭が下がります。本庁もその辺は良く理解して上げて、出先機関が動き易いよう、働きがいの有る職場となるよう環境を整えて上げて下さい
- 行政から他の自治会の情報を発信してもらいたい。情報を共有する事により、打開策が生まれて来ると思われます
- これからは IT を活用した情報提供体制作りが必要。町会名簿にメールアドレスを記入してもらったり、体制を整えつつあるが、個人情報保護の壁にあたり、不十分な状況である。災害時の要支援者名簿作成のように、行政の方で個人情報収集の対策をとってもらえるとありがたい
- 町会の役員会で町会のあり方等を検討していますが、役員の高齢化でマンネリ化しています。問題解決等のアドバイスや支援をおねがいします

- 回覧板は「単に回して終わり」になるため、情報を絞ってポスティングを実施する。区からの配布情報はカラー印刷だとコピー代が高額になるのでモノクロ版が欲しい
- 区の中心からは遠い区境の町会が区役所に行くのにさえ苦労するので、コミュニティバスを要望している

# Ⅳ．地域センター職員に対するヒアリング調査

## １．地域センターの概要

区内には 13 の地域センターが設置されており、地域のコミュニティ活動の核として、以下の業務を行っている。なお、地域センターは地域振興部地域活動課に属する。

①町会・自治会等の地域活動に関する業務

②各種証明書の発行、税や国民健康保険料の収納などの窓口業務

地域センター管轄地区ごとに町会・自治会の連合会が組織され、品川区全体では「品川区町会自治会連合会」が構成されている。

## ２．ヒアリング調査概要

### （１）調査の目的

地域センター職員は町会・自治会等の地域活動に関する業務を担っており、最も町会・自治会と接する機会が多い。また、町会・自治会にとっては、地域センターは行政に関するあらゆることの窓口となっている。地域センター職員は日常的な業務から町会・自治会に関する各種情報に直接的・間接的に触れており、区と地域（町会・自治会）のパイプ役となっている。

本ヒアリングでは平成 28 年度「町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」施行後の町会・自治会における変化、町会・自治会における課題や行政に対する要望などについて聞き取りを行った。

### （２）調査の方法

- 実施前に地域活動課より地域センターにヒアリング項目を送付
- 区から１～２名が同行し、委託者が３名で訪問
- 委託者が進行、記録を実施
- 所要時間は１～２時間

### （３）ヒアリング対象者

- 全 13 地域センターの地域事務に携わる職員（計 23 名）
- 全地域センターにおいて、所長の出席があり、８地域センターでは副所長の同席があった
- 地域センターによって、業務量や分担が異なることや当日の都合により副所長の同席にはばらつきがあった

（4）ヒアリング項目

共通のヒアリング項目を作成し、ヒアリングを実施した。記録についてもこれら項目に沿って取りまとめを行った。

１．対象者の基本情報（年齢、職位、地域センター配属年数、現配属以前の地域センターの経験など）
２．町会・自治会に対する地域センターの役割・業務内容について
３．執務時間のうち、町会・自治会への対応が占める割合
４．地域の特徴（町会・自治会の活性度、活動、世代、住宅環境等）について
５．町会・自治会から受ける困り事や相談
６．町会・自治会から受ける行政への要望（区以外への要望もあれば）
７．町会･自治会に対して、(活動の参考になるような) 情報提供や啓発などどのような手法･場で行っているか
８．条例施行後に新設した補助金制度について、①周知方法、②普及度、③評価・改善点等
９．上記解決のためにどのような対策を講じていますか(又は講じるべきだと思いますか)。また、本課および各所管課が講じるべきことは何だと思いますか
１０．地域センターから見て、町会・自治会が直面している課題
１１．今後、町会･自治会へヒアリングを予定しています。ヒアリング対象となるような地域内でうまくいっている（逆にうまくいってない）・面白い取組を行っている町会・自治会などお話を伺うべき団体
１２．新型コロナ禍に関する影響と対応について
１３．コロナ対策を講じたイベントや会議の運営方法など(例マスク配布､web 会議の実施等)

（５）調査結果の概要

＜地域センターの役割・機能＞

- 区と地域のパイプ役として、地域から寄せられる要望等に対する一定のフィルター役として情報を精査し、必要な部署に振り分けるワンストップ窓口としての機能を担っている
- 補助金申請など事務的な作業を伴う活動に関しても、書類作成などの事務代行や独自の説明書等を作成、イベント運営のサポートなどを多くの地域センターで共通して行っている。このような後方支援機能は町会・自治会にとっては欠かせない機能となっている
- 地域センターは単なる窓口ではなく、地域コミュニティの円滑な運営、情報伝達・意見聴取など区政推進にとって、欠かすことのできない重要な役割を担っている
- （地域センターごとの町会・自治会との距離感・温度差にもよるが）地域センターに寄せられる相談などは、地域センターが一次的な処理を行うことで、軽微なものであればトラブル等の未然防止にも貢献している
- 地域センターは町会・自治会の代弁者・理解者として、様々な依頼や意見に対応することで、地域から区に対する信頼度を向上させていると推察される

＜課題＞

- 町会・自治会から区に対する要望は、「安心安全に関すること」、「空き家に関すること」、「防災公園などのインフラの整備」に関することが多い。区としても取り組んでいる課題ではあるものの、成果が見えにくい課題であることや予算などの様々な制約がある。警察や消防など他の行政機関に関することなど、地域活動課の一機能として解消することが難しいものも寄せられており、現場として対応できないジレンマ（難しさ）がある
- 防災に関する要望や活動が町会・自治会活動の中心になっている／今後なっていくと回答している所長も多く、今後一層の防災関連部署との連携が求められている

＜コロナ禍による影響＞

- 町会・自治会から行事実施の是非や判断を示すように求められた地域センターが相当あった。対応としては、一般的な判断基準を示す以外に区としてできることはなかったという意見が大勢を占める
- 多くの町会・自治会では総会等が書面開催となった。自前の会館を持つ町会・自治会では対策しながら役員会等の会議を実施しているところが少ないがあった
  会合等におけるオンライン化は全く進んでいない（LINE によるやりとりがある程度）。オンライン化を進めるのであれば、ツールを提供するなど環境整備をする必要があるという意見もあった。多くはないが、町会・自治会からオンラインでの会議やデジタルでの文書配布などの相談もある

# Ⅴ．町会・自治会に対するヒアリング調査

## １．女性会長の町会・自治会ヒアリング結果

| | |
|---|---|
| 実施日時 | 令和２年 11 月 18 日（水）18：00～20：00 |
| 会場 | 品川区役所第三庁舎 5 階　354 会議室 |
| 出席<br>町会･自治会 | 袖ケ崎新興会、池田山町会、上大崎一丁目愛誠会、西五反田六丁目町会、大崎居木橋町会、北浜川西町会、平塚一丁目南部町会、平塚二丁目町会、二葉二丁目町会 |

| ヒアリング結果概要（主な意見） |
|---|
| 【会長就任時の経緯など】<br>・PTA/地区委員会などから町会活動に関わるようになった<br>・会長就任以前から、長年にわたり町会活動に携わっている<br>・前会長が体調不良等で退く際に、代理や次期会長として指名された<br><br>【女性会長の利点】<br>・男性会長に比べて、住民の方が話しかけやすい<br>・比較的入り込んで話ができるので、地域を幅広く見渡すことができる<br>・やりがいに繋がっている<br><br>【女性会長の苦労】<br>・会議等の時間は夕方夜間が多く、家事や育児などに支障をきたす<br>・話をじっくり聞くことになるため、時間がかかる<br><br>【新しい人を巻き込む工夫】<br>・高層マンションから町会に理事を出してもらうなど働きかけている<br>・景品を出すイベントで若い世代を巻き込み、イベントの手伝いをしてくれるまでになった<br>・Zoom を使って町会の若手有志が定例会を実施している<br><br>【コロナ禍に関すること】<br>・新型コロナに関して、行事を行う際の指針などを区から出してほしい<br>・区が行事をストップするのはわかるが、可能な限り工夫をして実施していただきたい<br>・コロナ禍での活動や取組は町会内でも議論になることが多いため、指導的立場で区から助言いただきたい |

## ２．町会とマンションの関係に関するヒアリング結果

| | |
|---|---|
| 実施日時 | 令和３年３月 23 日（火）15:00～17:00 |
| 会場 | 品川区役所第二庁舎 5 階　252 会議室 |
| 出席<br>町会・自治会 | 東親会、東五反田みづほ町会、協力睦会、鮫洲曙町会、大井三丁目町会、小山三丁目町会 |

ヒアリング結果概要（主な意見）

【町会加入に関すること】

・建設当初は町会に協力的だったものの、入居後数年（３年）程度で町会を脱退するマンションや、そもそも町会費を払わないと回答するマンションなど、町会に対して協力的とは言えないマンションが一定数ある

・マンションの町会加入・脱退について、管理組合が入居後数年で判断する場合がある他、そもそも管理会社や管理組合の理解不足が背景にある。マンションに対して町会に関する説明をするときはパンフレットなども用いて、町会が「何をやっているか」という情報を具体的に示すことが重要である

【管理会社・管理組合との関係】

・マンション建築後の実質的な窓口は管理組合や管理会社だが、いずれも担当が短期的に入れ替わるため長期的な交渉が困難である

・マンションはオートロックなどセキュリティがしっかりしているため、各戸徴収やチラシ投函などが困難。また、マンションの「コンシェルジュ」が対応することがあるが、権限がないためかきちんと関わってもらえない

・条例の連絡調整員制度によって建設中は町会に対して配慮してもらえている

【マンションの巻き込み・情報交換】

・マンションの理事長等を集めて交流をするマンション懇談会を年４回実施し、テーマを決めて講師を呼んだり議論したりすることで町会とマンション、マンション同士の関係構築を図っている。参加にばらつきはあるが、継続することが重要だと考えて続けている

【区への要望等】

・管理会社への働きかけの支援をお願いしたい

・管理組合に対して町会からなにか言うよりも、行政から依頼するほうが効果的だと思う

**「品川区町会・自治会活動活性化促進調査」中間報告書**

令和３年３月発行

発行：品川区地域振興部地域活動課

東京都品川区広町2-1-36
TEL 03－5742－6648（直通）
FAX 03－5742－6877

調査委託先：株式会社ダイナックス都市環境研究所

東京都港区西新橋3-15-12
TEL 03－5402－5355（代表）
FAX 03－5402－5350